

予算特別委員会記録	
開 会 年 月 日	平成 26 年 3 月 13 日
開 会 時 刻	午前 10 時 00 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 00 分
出席委員名	◎西山則夫 ○野口佳子 上村和生 北村 勝
	野崎隆太 吉井詩子 岡田善行 福井輝夫
	藤原清史 黒木騎代春 工村一三 宿 典泰
	中山裕司
	世古口新吾（議長）
欠席委員名	なし
署 名 者	上村和生 北村 勝
担 当 書 記	中野 諭
協 議 案 件	議案第 3 号平成 26 年度伊勢市一般会計予算外 10 件一括
説 明 者	市長 副市長 ほか関係参与

審査の経過並びに概要

午前10時00分、西山則夫委員長開議を宣言し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第3号 平成26年度伊勢市一般会計予算」外10件一括を議題とし、議案第3号の審査を再開し、款10消防費、項1消防費から歳入及び条文の審査を終わり、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、明14日午前10時から継続会議を開き、「議案第4号 平成26年度伊勢市国民健康保険特別会計予算」から審査を続行することと決定、本日の出席者には会議通知をしないこととし、午後3時00分に散会した。

その概要は以下のとおりである。

開会 午前10時00分

◎西山委員長

ただいまから予算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、上村委員、北村委員の御両名にお願いをいたします。

それでは、「議案第3号 平成26年度伊勢市一般会計予算」外10件一括を議題といたします。

審査に入ります。

【款10消防費】《項1消防費》〔目1常備消防費〕

◎西山則夫委員長

それでは予算書150ページをお開きください。

款10消防費、項1消防費、目1常備消防費の御審査をお願いいたします。

御発言はございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

おはようございます。

この消防費のところの、常備消防管理事業のところの応急手当普及啓発事業、こちらでお聞きしたいと思います。

なるべく簡潔明瞭にお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

こちらのほうはですね、応急手当普及啓発ということで、AEDの取り扱い要領とか、それから応急手当方法の普及講習を行うものということでございます。ちなみに前年度25年度は206万円を計上しております。本年度は228万円ということで、継続事業ということでやっております。

今まで、インターネットの市のホームページを見ますと、21年度は207万円を計上して、

90回3,360人の受講者があったということでございます。

この受講者の人数等ですね、かなりまたいつも多くしていただいておりますが、1番身近なところでの実績ですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

●中上消防課長

委員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番近い件数ということですが、平成25年度の統計ですけれども、今、平成26年の2月28日現在の統計でございます。普通救命講習の1が38回の759人、それから普通救命講習の2がありまして、これが3回の34名、それから普通救命講習の3でありますけれども、これが1回の19名、それから上級救命講習というのがありまして、これが3回で50名、それと昨年から導入しました救命入門コースというのがありまして、これが54回で1,572人ということになっております。

それから、応急手当といいますか、自主防等ですね、防災訓練等で、応急手当の指導をさせていただいておりますのが、17件1,670人ということで、平成26年2月28日現在で116回の4,104名という形になっております。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

このような感じでたくさんの方がやっただいていてということでもわかりました。非常にありがたいことです。

ところで救急救命の1ですね、1番最初ですけれども、AED等を主にやる授業ですけれども、こちらのほうがですね、ある知人に参加を呼びかけたと、行きましょと、しかし、やっているのがほとんど平日であると、土・日が少ないというようなことで、私もちょっと調べてみますと、この1の場合ですね、普通救命講習の1のほとんどが水曜、木曜、火曜とか、そういうところで、日曜日が8月に1回、12月に1回ということで、日曜等の普通の会社の方が、若い方ですね、そういう講習を受けたくても受けられない状況にあるのではないかと思います。その辺については、どうお考えでしょうか。

●中上消防課長

この講習にあたる職員が、今消防課に属する消防課員で構成しておりまして、その方とですね、それと女性消防団員の方に指導員の資格を取っていただきまして、女性消防団員と協力して、この講習を開催させていただいております。

現在ですね、2回の平日だけではということで、土曜日も入れさせていただいているんですけれども、何分ですね、土日の関係は、消防団の他の訓練等の指導もございまして、課員だけではちょっと回しきれないということで、普段の日をさせていただいております。

○福井輝夫委員

いろんなところ、日本赤十字社なんかを見ますと、赤十字病院自体は土日にやっておったりとか、津のリージョンプラザでは土日にやっているというふうなことで、土日にし

ているところもかなりありますので、その辺で何とか市のほうでも、ちょっと検討をいただければと思いますので。やはりこの救急救命講習の3時間というコースで、月2回でやっていただいていますけれども、そのうちの平日、各月でも3カ月に1回とか、そういう格好でも結構ですけれども、まあ、3カ月は多いかな。そういうことで土日のほうにシフトを変えていただくような検討もいただければと思いますので、ぜひとも検討をいただきたいと思いますが、ちょっとその辺について、一言だけお伺いします。

●大西消防長

先ほど課長申しましたように担当者、当然指導するのは資格者がいますので、そういう関係等々から平日が多くなっているというのが現状でございます。

御指摘いただきまして、また、その職員の担当もなかなかふやすことは難しいんですけど、なるべくそういった方向でも考えていきたいと考えております。

〔目2 非常備消防費〕 発言なし

〔目3 消防施設費〕 発言なし

〔目4 水防費〕 発言なし

〔目5 災害対策費〕

○吉井詩子委員

消防の皆様には、夕べは大変お疲れさまでございました。感謝申し上げます。

私は、155ページの、まず、災害時要援護者対策事業についてお尋ねをいたします。

この事業に関しましては、今までも民生委員の方々や、また自治会の方々に大変御苦労をいただきまして進めていただいております。現在の状況についてお知らせいただきたいと思います。

●吉崎長寿課長

要援護者の現在の状況でございます。現在、約3,000名の方が登録をさせていただいております。

また、2月末におきましては、障がいの方を対象に御通知をさせていただき、登録を推進させていただいております。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。今回の予算におきましては、まず公助という部分でできることをあげていただいたのかなというふうに考えます。

概要書にもありますように、まず、共助、公助という協働ということのシステムづくりが必須な状況というふうに書いてございます。これからは、その共助や自助という面に関しても、またこのシステムづくりを進めるということで、これからの支援計画というものをどのようなスケジュールでされるのか教えてください。

●吉崎長寿課長

今年度は登録を主に行動をさせていただきました。これは、この要援護制度の第一歩でございます。今後、支援者の方を得ての個別避難計画の作成というものを考えております。

また、避難計画が作成された後には、それぞれ要援護者の方も、避難訓練等への参加をお願いしたいと考えております。

それをもちまして、災害の準備をしていただくというような形のものになっていくような形を皆様方と協力をしていただいております。

○吉井委員

はい、以前、御協力いただいておりますネットワーク会議というようなものを、また、もう一度立ち上げるというようなことがありますのでしょうか。

●吉崎長寿課長

次年度の計画といたしまして、一昨年、ネットワーク会議を立ち上げて、皆様方の協力のもとで、この行動計画というものを作成いたしました。

26年度におきましては、改めてネットワーク会議を立ち上げさせていただき、幅広く皆様方の協力を得られるような形のものをつくっていきたいと考えております。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

それでは、次に防災基盤整備事業の中の（４）避難所等整備事業についてお聞きをいたします。

この概要書を見ますと地域防災計画の改定とか、BCPということが書いてあります。

この地域防災計画でございますが、このように大変重い本でありまして、ものすごく立派な計画でございますが、やはり使いづらいという点があったと思います。

まず、この計画におきましては、風水害・震災と災害別になっておりますので、同じような文言というのは今までの計画と違って少なくなっているのかなと思うんですが、内容的に重複したものもあるのかなというふうに考えております。

また、予防というところで、目標設定ということも、あまりされていないのかなというように感じますので、こういった点について改良されるのかなというふうに思ったんですが考え方を教えていただきたいと思います。

●中居危機管理課長

現在、進めております地域防災計画の改定の考え方でございますが、平成25年度、26年度の2カ年で進めておりまして、その方針としまして4つあげてございます。

1つが、東日本大震災の教訓や、国県等の新たな動向に対応したものとすること。

2つ目が、自助・共助・公助の考え方を基本に、各主体が取り組める計画にすること。

3つ目が、職員等が防災対策や災害対応時に活用しやすい計画とすること。

4つ目が、着実に実行されるよう、実行性の高い計画にするということで、方針を持っております。

委員御指摘の現行の計画が使いづらいという点に関しましては、現行の地域防災計画の記載事項を法定業務、災害対策基本法に基づく計画内容の部分と、業務にかかる行動手順や行動内容に関する部分に分けて、職員が使いやすい計画にスリム化するように考えておるところでございます。

○吉井委員

ちょっと長くなって申し訳ないですが、活用しやすい計画という言葉があったと思いますが、その中で、BCPというものが今回つくられると思います。

このBCPというのは、ビジネス、コンティニュティ、プランと、ちょっと発音が悪くてすいませんが、業務継続計画ということで、庁舎がなくなったり、また職員の方も被災されたりということを想定しながら、優先してどういう業務をするのかっていうことを事前に決めておいて、そして行政サービスの維持と早期の復旧を図ることを目的とされております。

今回、このBCPをつくられるということで、BCPとこの地域防災計画との関係をどのようにつかめばいいのか教えてください。

●中居危機管理課長

現在見直しておる地域防災計画とBCPとの関連につきましては、先ほど方針の中で、法定業務と行動計画に分けるということでお答えをさせていただきました。

その行動手順の部分ですが、業務継続計画を、この行動手順の中で別冊に整備をするということではなくて、地域防災計画そのものを業務継続計画の観点を取り入れたものにしていくということで考えておるところです。

委員御指摘のとおり、現在の地域防災計画は、道路や市の庁舎等が被災するということを前提としておりませんので、そういったことを考慮して、大きな災害があったときにどの業務を優先して、そのためにどのような準備が必要かということをおこの中で整理をしてみたいというふうに考えております。

○吉井詩子委員

はい、地域防災計画がより現実的なものになるという考えでBCPを入れるということで理解をいたしました。

そこで、ICTのBCP、えらい英語ばかり言ってすいませんが、電算部門のそういう業務継続計画に関しては、先に着手をしてもらっております。それで、この計画というものを進めながら、当市におきましては磁気テープの遠隔地保管でありますとか、また免震サーバーラックの導入、それから罹災証明書を早く出すための被災者支援システム、そういう導入など、着々と準備をしてもらっているというふうに理解をしております。

そこで、先に進められております、この電算部門のBCPと全体的なBCPというのをどう関連させていくのかということをお聞きしたいと思います。

●中居危機管理課長

I C TのB P Cとの関連ですけれども、現在行っております市の業務がI C Tへの依存度が高いということがございます。災害発生直後、復旧の有無が初動業務に大きく影響するということで考えております。

そのため、各部署においては、優先業務の特定や事前のバックアップの体制、リスクの軽減とその復旧手順等を災害フローチャートですとか、マニュアルに盛り込んでいく必要があるのかなというふうには考えております。

また、現在計画を進めておりますI C Tの業務継続計画については、別途その担当課を中心としまして、より中身を整理して、計画としてまとめていきたいということで、地域防災計画の中にI C Tの部分も含めて考えていくんですけれども、I C Tの業務継続計画は別立てで方針を作成していくということで御理解いただきますようお願いいたします。

○吉井詩子委員

別々という言葉は何回もおっしゃったわけですが、これはしっかり関連をさせていただきまして、別のところでつくられものではありませんが、しっかり関連させていかないと、例えば電算部門の職員の方が、先ほどもフローチャートっておっしゃったんですが、それは職員さんのマニュアルのようなものだと思うんですが、電算部門の職員さんが避難所にあわてて行ってというようなことがなく、やはり、本庁のほうにいち早く駆けつけてそういう住民のデータを守るための、早期復旧を図るための業務を行っていただくようにということがあるようにしていただきたいと思います。

このB C Pは、公共のこういう場合は、業務継続とって、民間の場合は事業継続計画と言われているんですが、今回行政のほうでB C Pをつくるということで、そういうリーダーシップを発揮していただくということで、企業さんに対してもそういうふうなことの策定ということを促していくのかということをお聞きしまして、私の最後にいたしたいと思います。

●中居危機管理課長

企業に対するB C Pの普及の考えでございますけれども、市のほうはまだこれからということでございますが、企業や関係団体を対象にした防災講習等を行っております。その中でそういった計画が必要ということは、お話をさせていただいております。

今後この市の新しい地域防災計画ができましたら、それをひとつのサンプルということで、こういったものを積極的に作成してほしいということで、関係課ですとか、商工会議所様等と調整の上、企業への普及も進めていきたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

先ほど災害時の要援護者の対策の事業で御質疑があつて、大方のことは確認をできた

わけなんですけれども、もう少し御質問をさせていただきたいと思います。

支援計画の中で登録の関係を主に考えているということも確認をできました。それとまたネットワーク会議の中で協力を得られるような体制づくりをしていくということを確認できたわけなんですけれども、ここの業務改善にも出ておるように、自助・共助というのが非常にこれから強化をするために大事になってきたと。この重要な点についての地域のきずなを構築できるような体制づくりということを示されております。

ごもっともだと思うんですけれども、このためには、やはり我々地域に入っているいろいろお話をしておると、やはり個人情報保護の関係をすぐ口にされる方も見えたりということです。そのあたりの理解をしていただきながら登録も進め、また地域のきずなを築いていこうというようなことになってきたときに、この改善にも示されておるように、26年度で登録はどんどん進めていただくということになるかと思うんですけれども、もう一方の業務改善についての新しい方向性というのをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

●吉崎長寿課長

議員仰せの個人情報に関しましては、私どももこの事業を進める中では、大変まあ、言葉としては適切でないですけれども障害となっておるところでございます。やはり個人情報というのは大事なことで、私どもこの事業を進める中では、御本人さんの同意を得てという形の中での登録をしていただいております。同意を得た上で、この台帳自体を自治会さん、民生委員さん、それと自主防災隊さん等へお渡しをさせていただき、活用していただくような形の個人情報の御理解を得ていると考えております。

また、今後進めていく中で、やはり市民の皆様方の御協力がないと、なかなか支援者という形のものを見つけられないのが現状でございます。高齢者の方で、独居で、近隣にそういう支援をしてくれる方が少ないとかというような形のものも、私どもの業務を進めていく中では考えられておりますので、地域のきずなづくりという形も最前線に考えての今後の動きをさせていただきたいと考えております。

○宿 典泰委員

当局の皆さんの担当課も大変悩ましい話だということを我々も理解しながら質問させていただいております。その一方でやはり、具体的に地域として、核としてきちっと地域の中で、地域のコミュニティが希薄化になっておる中で皆さんときずなを強くしていこうと言えはいうほど、そこら辺の悩ましいところにぶつかってしまうというのが現状で、その辺りの対策というのは、やはり自治会の啓蒙だけではいけませんし、要介護支援を受けたい、受けるべきだというような違う視点からも当局の皆さんからの発信をするということも必要になるかと思っておりますけれども、何せやはり我々も地域に入れば入るほど、この個人情報のことが盾になって、なかなかもう一步進めないということになってしまったりするので、その辺りの理解のための広報的なもの、PR的なものをもう少し、どこまでいけばというようなところまで突っ込む気はないんですけれども、PRをもっともっていかねえかならんと思うんですよね。それで健常者の方にも御理解をいただいていくと。隣の方を助けてあげたい、そういう状況にあるときにも、なかなかこの情報の関係でいかんと

ということがあって、実は救急の関係で消防長にもちょっといろいろとお願いをしたこともあって、隣の方への情報であったりとか、民生委員さんであったりとか、自治会の皆さんにも、ひとついろんなお話をすると、だれが教えたんやというふうな話で逆に当局の方がおしかりを受けるということを聞きますとね、非常に悩ましい話だなということを感じるわけで、これは消防の問題も救急の体制のこともそうであろうと思いますし、要介護の支援者の登録のことにもつながってみえると思うんですけれども。

あとPRというのか、理解をしてもらうための手続きというのはいくぶん強力的にしているのではないかなと思いますけれども、その1点をお答え願えませんでしょうか。

●吉崎長寿課長

委員仰せのとおりでございまして、私どももその点に対しては、苦慮しているところでございます。新年度におきまして、ネットワーク会議をさらに立ち上げをさせていただきたいと考えております。それで皆様方の御理解を得られるような形での啓蒙等にも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○宿 典泰委員

わかりました。次の質問をさせていただきたいと思えます。

避難所等の整備事業ということで、今回7億からの予算を組まれております。外付けの階段の設置、屋上のフェンス設置、それと避難タワーの整備ということ、それと看板の設置であるとか、自動の開閉のボックス設置、いろいろと内容はあるんですけれども、ちょっと私今回の避難タワー整備ということで、避難の施設の整備計画のことについて御質問を申し上げたいと思えます。

伊勢市のほうからは7地域を重要地点だということで決められて進んでいくということで御説明はありました。

特に今回、もう始まってくるのではないかなというのが大湊の関係ですよね。ここについても図面等の関係をいただいて、非常に重量物というのか、重量鉄骨での4階建てで、屋根もあるということで示されておりますけれども、こういった協議の過程というのか、そのあたり決定するまでの、その状況というのを、地域との協議をされておると思えますけれども少し御紹介をください。

●中居危機管理課長

7カ所に対してどういった津波避難施設を整備していくかということの協議の流れでありますが、まず、その7地区の自治会の役員さんに連絡をとらせていただいて、市の方針を説明させていただいております。そこで、こういった施設が考えられますということで津波避難タワーであったり、や盛り土のパターンをお見せして、こういったものを整備していくにあたって、地元で用地でどこかありませんかということで、基本的には、公共用地あるいは、町で持っておる用地、それがなければ購入できそうな用地ということで、そういった候補地の推薦というか選定を地元をお願いをして用地の選定を進めさせていただきます。

実際に物を建てるにあたっては、用地が決まってこういったものが建つということで、

具体的な設計については、職員が足を運んで、こういう設備になります、細かくは階段がどれぐらい必要か、スロープが必要かというようなことの詰めをさせていただいて、大まかに形が作り上がっていくというような流れで進めさせていただいておるところです。

○宿 典泰委員

地元との協議というのは、それは地域で避難計画を立てて、避難路の整備がいいんですか、その言われるように盛り土をしてマウンドをつくりましょうねと、また重量物で鉄骨をつくって4階建てをしましょうねということは、それはもう地域で考えていただくというのは、それはそれでいいと思うんです。

今回、私課題にしたいのは屋根工事のことなんです。村松のほうでは、いったんは屋根がなかったと思います、この図面の中にはね。ところが26年度で屋根が復活したような感じです。

それと大湊は、その設計図を見せていただいたら、もうこの図面の完成図を見せていただくと屋根がついておるといような状況です。

この屋根をつける、つけないという話の、この延長というのは、どのような協議を進められてきたのかちょっとお聞かせください。

●中居危機管理課長

屋根をつけるに至った経緯でございますけれども、実際にせんだっての東日本大震災が3年目を迎えたということで報道等にも多く取り上げられておりましたが、避難をされた避難所で低体温症で亡くなられた方がかなり見えるということの情報を考慮いたしまして、そういったことにならないように、雨がしのげて、夏であれば太陽の光をさえぎれてということで屋根をつけることによって、横にも覆いをつけることが可能になるということで、避難した先で、そういった暑さや寒さに対して体が弱い方が避難されても、そこで救助が来るまで避難していただけるようにというような配慮から屋根をつける工事を取り入れていこうということで進めさせていただいております。

○宿 典泰委員

その理屈でいくとマウンドというようにことでとられた方については、どのような考え方を持って、その整合性をしていけばよろしいのでしょうか。

●中居危機管理課長

マウンドを希望された場合ですけれども、市としましては、津波避難施設、タワーを整備するということであればこういった形を今これからは整備していきますということと、マウンドであれば、その固定したものはつくりにくいということで、仮設のテント等をそこへ設置するという手法しかとれないですけれども、どちらを選ばれますかというようにことで説明をさせていただいておるところでございます。

○宿 典泰委員

今の仮設のテントの話は多分ですね、これを地域で回られて、7地区に対しての説明

の時には、実はなかったのちがうかなと私は思うんです。何かあったときの状況としてそういう話であって、私は問題だと、これからの整備計画の中で出るのではないかなと思ったのは、避難所の整備をするのは、我々がどうのこうのと言うつもりはありません。それはもう地域の皆さんの協議の中で積み上げられたことであります。ただここにも皆さんから書いてもらっておる市民の生命を守ることが第一前提、それで高台をつくる、ここは地盤等の関係があるからマウンドをつくる。それではないところについては、やはり、4階建ての強固なものをつくっていこうということはわかりますけれども、この7カ所というのは、ほとんど海岸べりです。先ほど雨のことと、暑さのことを言われましたけれども、時期ということを見ると風も非常に強いところです。ということになると風の話はあるんですか、ということになるじゃないですか。その辺りのことの整理をどのようにやっていくんかと、整備計画とともにマウンドなら仮設のテントでやりますよ、それではなければ屋根をつけてということが、その整合性がいけるのかなということを非常に感じるんですね。地元民からすると非常に強固なもので、屋根も、できたら壁もつけて中にトイレも常設していただいてですね、できたら水道も引いてもらおうということになるじゃないですかね。

その辺りの、僕は整合性というのを、どこで線引きをしてとっていくんかなと。私はやらないという方向にやっとなるわけではなくて、各地域の思いが違っても同じ命を守るという観点からすれば、どのような視点での話をこれから続けていくんかなということ、今回建設も始まった、また屋根工事ということになるということについての整理をしていただきたいと思うので御質問を申し上げたんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

●中居危機管理課長

地域それぞれで思いはいろいろあるかとは思いますが、現時点で計画として進めさせていただいておりますのは、津波避難タワーについては、屋根を設置するところまで、壁や常設のトイレ等については考えておりません。それについては、仮設のものをそこに付けていただくと。その用意は倉庫にさせていただいて、避難して風が強ければ、それをシート等で覆っていただくようなことが可能になるようなものを整備するという事で考えております。

そのことを示させていただいて、なおかつ、マウンドがいいんやというような地区に対しては、そういったリスクがあるということも十分説明をさせていただいた上で、それでもなおかつマウンドということであれば、それはそれで地区の要望ということで、できる限りのことはさせていただきたいというふうに考えております。

○宿 典泰委員

やっぱり説明を聞けば聞くほど、そこら辺の線引きということはなかなか難しいし、極論を言うと、避難タワーと称して大きい建物を建ててもらって、部屋をつくっていただいたほうが、もう安心なんかなと、こんなことを思うわけであります。

その中には水道もひいていただいたら、3日4日、もちろん1週間でも、そこで避難ができるということになります。何か雨と暑さだけのことを言いますけど風の対策であっ

たりとか、寒さであつたりとか、飲料的なものとかいろんなことをつけ加えれば、大きな7階建ての建物で、下は壁をつける必要はないんですけれども、そういう話になるのではないかなと思っております。

これはもうやはり財政の支援もいるし、これから始まる公設のマネジメントの中で、やはりそれを維持管理していくということにもなるわけでありますから、その辺りのことについてですね、やはり財政的な面もあるとするならば、ちょっと整理をしながらするということが必要じゃないかなと思うんですけれども、副市長、どうでしょうか。

●藤本副市長

ありがとうございます。

私どもが進めております、この避難所のタワー、または盛り土の部分でございますけれども、市民の皆さんの命、安全を守っていくということで、どこまでそれをさせていただけるのかと、基本的な考えは先ほど危機管理課長が申し上げましたように、できる限りのことをさせていただくと。それで、そうしたらどこまで充実させることができるのかと、今財政の問題もありましたが、屋根の部分につきましては、最近になって、その考え方も出てきたという御意見もいただきましたけれども、その避難タワーを建てていく中でどのように充実させていくんだということの中で、その低体温症のこともあって、できる限りのことをしていくという考えのもとで屋根を設置していこうということになりました。

今もいろいろと御議論いただいておりますけれども、私どもとしたり、この議論の中で、仮に設置しなかったことによって、万が一、命にかかわるようなことになった場合、後悔することのないように、市民の皆さんや私どもが後悔することのないように、この屋根の部分については設置をしていきたいというふうに考えております。

ただ、水道を引いてですね、部屋をつくってということになりますと、これはまたいろいろ問題が出てくるかと思っておりますけれども、基本的にはできる限りのことをしていきたい、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○宿 典泰委員

私は、決して否定的な話としてやっておるわけではないんです。当然ですね、国県の負担というのか、お金もいただきながら進められる工事ですし、市の単費でやれるということではない。

ただですね、その生命ということについて、お話を副市長から聞けば、我々もそのとおりだと思います。万全の体制でやるということなら、その万全とは何なのかということになると、究極の話も出てくるということになってしまうということですよね。そのことよりも早く地域に、7カ所という重点な地域があるとするならば、重点地域へ同じものを同じような形で早く設置をするということがまず1点目、2点目に、言われるように屋根をつける、壁をつける、水道を引くという、いろんな話があるとしても、その整理の仕方をどこでするかということは、やはり財政当局も含めてですね、考える余地があるのかなということを非常に感じたので、今回の予算の中で御質疑をさせていただいたということです。決して私は手を抜いてというふうな考え方はありませんので、そのあたりは誤解のないようお願いをしたいと思いますし、皆さんが、後悔をしないようにということであ

れば後悔しないように、これからどんどん整備を進めていただきたいなと、そんなことを思いますのでよろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

中山委員。

○中山裕司委員

ちょっと今の宿委員の質問に関しまして、ちょっと私は違った視点から、あれだと思うのですが、避難タワーとしての定義はどういうふうに考えられておられますか。

●中居危機管理課長

津波から市民を守る施設ということで考えております。

○中山裕司委員

それは一時的な、津波に対する一時的な避難場所ということではよろしゅうございますね。

●中居危機管理課長

緊急一時避難ということで整備を進めてまいっております。

○中山裕司委員

だから今回行政のほうで避難タワーの設置ということで、地域の住民の皆様方といろいろと協議をしたということでもありますから、これはあくまでも1次的なものなんですよ、避難タワーというのは、1次的なものだとかいう認識を持たなきゃならん。

それで津波に対する1次的避難ということで、緊急避難をするということで市民の皆さん方の生命をどういう形で守っていくかということが避難タワーなんだということを私は考えていかなきゃならん。それでそういうような視点から、今回いろいろと協議を地元の皆さん方と、地域の皆さん方とやっぱり協議をしていった中で、こういう形のものがということができ上がってきたということなんです。

やっぱり私は災害におけるところの1番重要な問題は、1次的な救命、いわゆる命を守る施設として、そして次には第2次的な問題、そこに今回の3.11の教訓から言えることは、やはり津波による犠牲者が非常に多かったと。そのために各地域でいろいろと議論をされてきたのが避難タワーなんですよね、これは。これ1次的なものです、1次的なもので、じゃあ2次的なものはどうしていくんだということなものですよ、2次的なもの。そこで1次的にその生命がそこで守られたということで2次的にそうしたらどういうふうな今の、そのそういう皆さん方に対する2次的なものをどうしていくのかということが次に生まれてくる重要な課題なものですよ。この2次的なものをどういうふうに考えておられるか。

●中居危機管理課長

津波が発生して、一時的に津波避難施設、タワーだけに限らず、市内学校等をそういった施設に指定をさせていただいておりますが、その津波が引いたあと、もし自宅に帰れない方が見えた場合は、津波の浸水から逃れた地域等の避難所を避難生活施設ということで、一時的にそちらで過ごしていただくということで検討を今考えておるところでございます。

○中山裕司委員

だから、一時的に避難をしたと。津波というものは御承知のように、ずっと何日間も、そこで今の話しやけれども、海水がとどまるということはほとんどないわけですよ、引いていくわけですよ。

２次的なそのいわゆる、そういう災害に対する救済策をどういうふうに考えていくかということが大事なんですよ、これは。

だから今言うように１次的なものとして、そういうようなところで避難をして命が救われると、そして２次的にどういうふうな形で、私はむしろ２次的な体制をどういうふうにやっぱり確立させていくかということが大事だと思うのです。

２次的な問題ということが、つまり今の家屋を失われた、いろんなことで、今の話ね、家屋が倒壊したとか、流されたとか、いろんな形でもってですよ、これは仮設住宅とか避難場所とかいろいろな、仮設住宅とかはあとの問題ですけども、各公共施設によって避難的な場所、そういうようなことも想定した中で、そういう２次的なものについて、やっぱりある意味においては充実をさせていく、いわゆる計画を立てて、その地域におけるところの避難場所をどういう形で想定していくのか。そこに対する、今の言う日常の生活をどういうふうに進めていくかということ、これは3.11の中で、そういうようないろんな問題がやっぱり露呈してしまったわけなんですよ、この今の話。

この２次的な災害対策というものをやっぱり私は当市においてもきちっと計画的にやっぱりつくっていかなければ、これ１次的に助かったから、あと２次的なものを放置するというわけにはいかないわけなんですよ。

だからそういうような視点からいくと２次的な対策というのを考えていく必要があるが、そういうことまで考えておられるかどうか。

●中居危機管理課長

現時点では、今、お話をさせていただきましたように、津波が引いたときに学校の体育館等の、被災しておらないところに移動していただいて、２次避難をしていただくということでございますが、今、地域防災計画を見直しておりますので、中山委員御指摘の点についても十分配慮させていただいて、そちらの方に計画としてこれからまとめていかしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中山裕司委員

だから２次的な対応策ということが今言われたように、公共施設、学校とかそういうようなものについて、それはね、やっぱり地区におけるところの、やっぱり災害状況を見な

ければなりませんよ、初めからここが避難場所というようなわけにはいきませんよ、これは、しかしながら、いわゆる最大限にその地域におけるところの、そういう公共施設を想定して、そして災害状況によって、ここは駄目だけれども、ここだということで速やかにそれを誘導していく、今の被災された方々を誘導していくというようなこと、その中でこそ初めて、いろんなトイレの問題があったり、水道の問題があったり、備蓄の問題があったり、いろんな問題が発生してくる。だから、そういう２次的施設に対する私は充実したものを日ごろからきちっと整備をしておかないといかんと、後手を打ってしまうと、これ今の話やないけれども、今回の3.11なんかでも非常に我々はテレビしか見ておらなかったけれども、その中でも非常に悲惨なことがたくさん出てきたということの教訓を我々は謙虚に受け止めなければならぬ。謙虚に受けとめた中で、具体的に当市におけるところの、そういう災害対策、２次対策、あるいは３次対策をどういうふうに組み立てていくかと、このことが非常に重要になってくるわけなんですよ。

だからあくまでも第１次的な避難タワーというものは、そういう一次的な、緊急避難としての市民の生命を守るという施設であるということの認識をきちっと持つておかなきゃいかんと、そういうことで協議をされとると思うんですが、私はやっぱり、そういう中でね、先ほどなぜそういうことを申し上げたかといいますと、２次的避難場所をある程度想定していくということについては、やっぱりそれは今の話やないけど、水の問題もあるでしょう、備蓄の問題もありますよね。災害で最も問題なのがトイレなんです、これ、トイレが災害時におけるところの非常に大きな問題として、トイレ問題の解消をどうしていくかということが非常に重要なんですよ。

そういうことをしっかりと私は、担当の皆さん方の中で、そういうような形で、それこそ地域住民の皆さん方と協議をしながら、その地域のそういうような防災、いわゆる私は、全体的な防災計画も結構ですけども、地域の防災計画をきちっと立てて、このことが非常に肝要かというふうに思うのですが、いかがでしょうかね。

●中居危機管理課長

今、中山委員御指摘のとおりのことと考えております。大きくは地域防災計画でまとめていきますが、やはり、大きな災害がおきた場合、自助・共助の部分も非常に大切になってまいります。日ごろからそういったことに備えて、地域で何ができるのか、個人で何ができるのかということも一緒に地域と考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中山裕司委員

私はね、やっぱり災害時におけるところの自助・共助・公助、これ三位一体にならんといかんのですよ。自助・公助だけでは、なかなか今の話やないけれども、そういうような災害からやっぱり、困難な生活をしていく中で、公助の部分というのも非常にこれは、この公助の部分ということが、先ほど言ったように日ごろからのそういうような計画、いわゆる全体計画やなしに地域計画をきちんと立てていくということ。その中で公助として、行政が何をできるか、いわゆる予見した中での、やっぱりそういう整備計画をね、立てていくということですね。

だから、地震が起こり、津波があると、そのことによって上水の水道管なども使用不能になる場合もたくさんあるわけですね、これは。いろんなそういうね、きめ細かい中での防災計画をね、これは、そんなことではね、あんまり財政的に金はいりませんよ。金のいらない中での実質的な防災計画をやっぱりきちっと立てていくということが大事なんです。金をかけたらどんだけでも、今の話やけど、満足 of いくことはできると思いますけども、これ財政的には、財源の限られた中でやらなきゃならんということになれば、やっぱり私は最大限の、あんまり投資がなくて、最大限のそういうような設備を完備していくということが非常に肝要かというふうに思いますので、その点もしっかりね、なかなかこの防災に対するものが非常にある意味では仮定した中での組み立てということで非常に難しい面が確かにあると私は思います。あくまでも災害の状況はわからんわけですから、あくまでも仮定をした、仮定の中での対応をしていかなきゃならんという1つの難しさがあるということもね、我々も知らなきゃならんし、だからそれだけに大変な仕事であるけれども、またある意味においては、担当の皆さん方はやりがいもあると私は思う。だからそういうようなことでしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

私もこの津波避難タワーのところで、ちょっと1、2点お聞かせをいただきたいところがございます。

避難タワーそのものについては今、宿委員それから中山委員のほうからかなり詳細な御質問があったかと思うんですけども、来年度の今のこの予算審議を、予算がとおって執行もされましたら、ある程度整備の計画にも、めどがついてくるのかなと思うわけなんですけども、そうなってくると次は、もうタワーはできた、ハードはできたとなってくると、それを運用していくソフトの話に移っていくのではないかと思います。

その中で先ほど自助・共助・公助の話もございましたが、自治会なんかで、避難路の危険箇所等の点検なんかも地震のあとに結構されていたと思いますが、この避難タワーの設置にあたってですね、設置場所、もしくは、もうすでに建設されているような場所に対して、どのように避難をするかという避難路の把握について、自治会からあがってきておるものもあると思うんですけども、どれぐらい市では、されているのでしょうか。

●中居危機管理課長

避難路の把握でございますが、それぞれ各自治会の自主防災隊が中心になってタウンウォッチング等をしていただいております。その結果、防災マップ、市のつくっている防災マップとまた別で、地域ごとの防災マップの作成もさせていただいております。その数でございますが、ちょっと今、正確な数字は持っておりませんので、また改めてちょっと御報告をさせていただきたいというふうに思います。

○野崎隆太委員

わかりました。少し今、数自体はすぐには出てこないということだったんですけども、ある地区の避難マップを見せていただいたんですけども、基本的には大きな道路に早く逃げるようにというような形でつくられたんですけども、実際大きな道路に出るまでの道がほぼすべて危険路、当然津波避難タワーが建設される地域は、海岸沿いが多いので、もともと狭路が多いというのもございまして、そもそも家から一歩出たらそのブロック塀が全部倒れていたりだとか、もしくは上から瓦が落ちてくるというような想定で、恐らくすべて危険路となっているんだと思うんですけども、そもそも大きな道に出るようなことが難しいというような状況の想定でマップがつくられておること自体がちょっと、この避難タワーとは合わないようなところもあると思うんですけども、今のところ対策とかのお考えはありますでしょうか。

●中居危機管理課長

狭隘道路に対する対策としまして、特に具体的なものは今のところ持っておりませんが、古いブロック塀が道路に面している場合、それを撤去していただく場合の補助、あるいは古い、旧の耐震基準で建てられて大きな地震の際、倒壊する恐れのある建物の耐震補強、あるいは除却に関する補助制度は設けておりますので、そういったものを活用して安全な避難路の確保をしていただけたらというふうに考えております。

○野崎隆太委員

今御紹介いただいたのは、今年度の予算の中でも入っている住宅建築物耐震等改修促進事業の中のブロック塀等撤去補助のことかと思うんですけども、これは去年もやられていたと思うんですけども、去年とことしは申請があるかどうかわかりませんので、去年どれくらい申請があったのかというのを教えてもらってよろしいですか。

●中居危機管理課長

この制度でございしますが、今年度新たに設けさせていただいたものでございまして、ですので、今年度の現時点での実績としましては、2件ということでございます。

○野崎隆太委員

わかりました、失礼しました、今年度ですね。ちょっと年をまたいだので去年去年と言ってしまいました。失礼しました。

何が言いたいかといいますと、避難タワーをつくったところで、結局そこへ避難ができなければ何の意味もないというのが実際じゃないかなと思うのです。その中で、今は1千年に1度の地震に対応するのは不可能だからソフトで、100年までだったらハードでというような話で切り替わってきたりとかですね、実際、ソフトソフトといわれることがすごく多い中で、行政の努力としては避難タワーを建てるというのは当然わかるんです。

ただ、その次にあるのは、ブロック塀の撤去だとか、狭路を緊急車両が通るためセッ

行政としては求めていかないかんのじゃないかと思うんですけども、そのあたり説明に行かれたときに、例えば自治会に対応を求めたりだとか、当然減災ということを考えれば、強く求めていくのが本来の行政の責任ではないかと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

●中居危機管理課長

津波避難施設を整備するので、地元でセットバックをしてくださいということは、理想ではありますが、なかなかそれを行政として、お願いをして進めていくということは難しい。建て替えの際に下がっていただくということは、制度上していただく必要があるかと思うんですけども、津波避難施設を整備したよって、そのセットバックをしてくださいということはなかなか言いにくいのが現状ではないかなと思っておりますので、地域に対しては、先ほど申し上げました耐震補助ですとかブロック塀の撤去の補助制度を使っていただいて、安全な避難路の確保に努めていただくというふうなことをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○野崎隆太委員

私が何を1番心配しておるかといいますと、先ほどの議論の中で、屋根をつけたときにどうのこうのという話がございました。寒さとか暑さで亡くなるかもしれないという話があったのですが、それ以前にそもそもそこへたどりつけないと亡くなることは当然想定をされておるわけですよね。先ほど災害時の要援護者の話もありましたけれども、そもそもじゃあブロック塀がこけて玄関が開けなかったらどうするのという話が出てきますよね、当然ですけど。同じような話で緊急車両が入れなかったらどうするのという話が出てくる中で、そもそもタワーを建てるのは公助の部分で、強い自助がなかったときに、それを建てたところで意味ないじゃないですか、というのが僕の質問の根本ですけども、これは、行政としては求めていくだけで本来自治会側であったりとか、市民側からじゃあそれに向けて努力をするようにがんばりますという話に次はならないかんのじゃないかなと思うのですが、そのあたりは例えば防災の講習であるとか、そういった機会や折りをみたり、避難タワーの説明のときに、例えばこの通路は危険なので、多分このブロック塀が崩れたら避難タワーまでたどりつけませんよという可能性を、やっぱり先に示してあげてセットバックに関しては実際に権利とかが絡んできますので非常に難しいところですけど、例えばブロック塀の話だとか、瓦の話だとかは行政の強い努力で減災をしていこうという意味を示すことが必要なんじゃないかと思うんですけども、もう1回御答弁をいただけますでしょうか。

●鈴木市長

議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。我々は防災対策のハード整備を一生懸命やっていきますけれども、逃げる手段を講じていくのにやっぱり地元の皆さんの力がなければいけないというふうに思っています。また、先ほど中山議員から話があった、2次的な避難所の生活運営についても地元皆さんの力がなければ、これはすべてかなうことができません。

そういった意味で、特に沿岸部の方々を中心に今避難訓練を実施していただいております。我々が机の上で議論をしている以上の問題点が結構やっぱり山ほど出てきています。実際に、学校に外付けの避難階段をつくったのはいいけれども、我々は高齢者のことを考えて、きちっと高さを考えたけれども、幅のほうはもう少しあったほうがよかったのとちがうとか、そういった課題がたくさん現時点で出てきておりますので、こういった今出て来ている課題を地域の皆さんとともに1つ1つクリアをさせていただきたいというふうに思っています。

これは地域の例えば沿岸部でおっしゃった狭い道路、それで横が鉄筋の入っているのか、入っていないのかわからないブロック塀が積み上がっているところを逃げるところ、そういった町の中全体のことを我々が把握するのが非常に難しい現状でございますので、地域の皆さんとともに避難訓練をして、ここをもう少しこうしたほうがいいよねということのを随時改善して、少しでも防災に強いまちづくりに努めていきたいと思っておりますので、また御指導を賜りたいというふうに思っています。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか、はい、御発言もないようでありますので、もうちょっと早く手をあげてください。

福井委員。

○福井輝夫委員

なるべく簡潔にいきます。実はこの津波避難タワーとマウンドということでの選択がございますけれども、それぞれメリット、デメリットがございます。細かく言いますと、きりがいいものですかから簡単に行きますと、タワーの場合ですと、普段の使い道があまりないのではないかなというようなものがございます。日常的な部分で、あんまり使えない部分がある。マウンドですと公園にも使えるというようなことがあります。

しかし、マウンドの場合にはすごく大きな面積がいる、タワーの場合は小さな面積ですむ、いろいろございますけれども、そんな中で地域的にその場所によっていろいろ問題があるかと思っておりますけれども、マウンドを使いたいというふうに地元の人が希望をしたときに、1番大きな問題点、この伊勢地域の中で1番大きな問題点が、こういう問題があるので、そういう部分でなかなか難しいこともあるという部分、ちょっとそういう部分あるかと思っておりますので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

●中居危機管理課長

マウンドを整備する上での課題というか問題点ということでございますと、先ほど委員御指摘のとおりでございます、大きな面積がいるということが1つございます。

私どもで試算をさせてもらったら、タワーの面積の2.5倍ぐらいの用地が必要であろうということでございます。

それともう1つ大きなのは、津波避難施設の必要なところが沿岸部ということで、これまで4カ所にボーリング調査を行っておりますけれども、その支持層までの深さがその地域によっていろいろ差があるということで、深いところだと30メートル、40メートル

の支持層までの深さがあるというふうなことも聞いておりますので、そういった工法が、まだ前例がないということではなかなかこういった工事をすれば、確実に盛り土、マウンドが強固なマウンドができるということが出ておらないということで、そういった部分が今、課題かなというふうに考えております。

○福井輝夫委員

わかりました。そういう液状化の問題があって、かなりその辺は実績もないということで難しいという部分はお聞きします。

ところでタワーにした場合に、維持管理の面での保守とかそういうのもございますが、耐用年数というのがあると思います。マウンドの場合ですと半永久的というふうに聞いておりますけれども、タワーの場合、これ市の場合の標準としては鉄筋コンクリート、鉄骨じゃなくて鉄筋コンクリートが主で、階段とかそういう部分は鉄骨だと思いますが、そういう部分での耐用年数ですね、どのくらいとお考えでしょうか。

●中上建築住宅課長

先ほど委員仰せの税法上の建物の耐用年数というのは、例えば事務所であれば50年とか、学校であれば47年、60年とか、いろいろ税法上の決まりはございます。このタワーにつきましては、鉄筋コンクリートの骨組みということで今なっておりますので、その鉄筋コンクリートの耐久年数で今考えております。

鉄筋コンクリートの耐久年数につきましては、日本建築学会というところが耐久年数の水準を定めておりまして、その中で供用限界期間というのがございます。継続使用のために骨組みを大規模な補修が必要となることが予想される年数といたしまして、100年というふうな基準を定めておりますので、この避難タワーにつきましては、この鉄筋コンクリートの構造体ということで、100年の耐用年数ということで、現在考えておるところでございます。

○福井輝夫委員

わかりました。100年ということで、鉄骨は50年というふうにある地域では聞いておりましたが、100年ということで多少安心いたしました。

耐用年数をさらに延ばすためにも通常の保守点検、特に塩害地域ですから塗装とかというものもございますので、そういう面ではこまめにやっていただきたいということで考えております。この部分については、多くの方が質問されておりますので、この程度にしておきます。

もう1つ災害ボランティア支援事業ということでお聞きしたいと思います。

この災害ボランティア支援事業、こちらの場合ですね、これの場合は、センター運営をするわけですが、今まで高齢者の方とか福祉ボランティアの皆さん等に来ていただいて参加をしていただいております。非常にありがたいことだと思いますが、センターを実際運営する場合ですね、知識とか経験等が必要なものだと思っております。

事前にそういう部分で知識のある方、例えば防災士の方とか、災害ボランティアの方、それから自主防災隊の方、自衛隊OBの方、そういう方の参加もあって初めて訓練が生き

てくるのではないかと。今現在は、そういう部分もないのではないかと、訓練のための訓練になっていないかなというふうにちょっと考えますので、その辺についてはどうお考えでしょうか。

●奥野環境生活部参事

おっしゃっていただきましたように災害ボランティアセンターの実施につきましては、いろんな皆さんの御協力がないと実施ができないものと考えております。私どもも今まで2回訓練はさせていただきましたが、おっしゃっていただきましたように防災士の方の参加は多分なかったかと思うんですが、25年度に災害ボランティアコーディネーターの養成講座を開催させていただきました。その講座に参加をしていただきました方も、この1月の訓練の時には参加をいただいておりますので、今後はですね、言われましたような防災士の方にも参加を呼びかけまして、幅広い参加でもって訓練をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○福井輝夫委員

いろんな経験を持った方にも参加していただくように、これから取り組んでいただければ、なおさらありがたいことだと思います。

それと、そういう実際に災害ボランティアのそういうことが起こった場合ですね、それぞれの協働団体との連携ですね、どういうふうな連携のとり方をするかとか、そういうようなことの確立はしておるのでしょうか。

●奥野環境生活部参事

今はですね、社会福祉協議会さんと伊勢市でもって一緒に訓練等、まだ、現実には、そこでさせていただく予定にはなっておりますが、そこからもとにボランティアさんの参加というのは、連絡網をつくらせていただきまして、今後に対応させていただきたいと考えております。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。各団体との連絡網を通常から確立していただくようお願いします。

それとそのボランティアの、何と言うかな、今回いろいろ行っております講座とか、そういうのですが、結構若い人が少ないかなと思います。実際に災害起こったときに、長期にやっていただいたりするときに、やっぱり体力も必要かと思っておりますので、若い人も積極的に参加していただくというように取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、若い人の参加を呼びかけるような広報とか、そういう部分は何かお考えはないでしょうか。

●奥野環境生活部参事

確かに2回の参加の中では、若い方の参加が少なかったかと考えております。今後は、地元にも大学もごさいますことですし、またボランティアセンターのところにも、大学の先

生にもかかわりをいただいておりますので、そこら辺と、また連絡をとりまして26年度に
するときには、ぜひとも若者の参加を呼びかけたいと考えておりますのでよろしくお願い
いたします。

◎西山則夫委員長

目 5 災害対策費を終わります。

以上で款10消防費を終わります。

審査の途中であります但10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

【款11教育費】《項 1 教育総務費》〔目 1 教育委員会費〕

○西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

次に、款11教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費を御審査お願いいたします。

御発言はございませんか。

〔目 1 教育委員会費〕 発言なし

〔目 2 事務局費〕

○上村和生委員

「(10) 学びのグレードアップ総合推進事業」について御質問させていただきたいと思
います。

公立小・中学校における土曜日授業について、三重県の教育委員会のほうから2月に
方針が出されているというふうに聞いておりますけども、このことを受けまして、三重県
の他の市町といたしますか、どのような対応を、また状況になっているのかお聞かせいた
だきたいというふうに思います。

●宮崎教育長

土曜授業につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、県内の様子でございますが、ほとんどの市町が検討中というような状況でござ
います。若干このことについて説明を申し上げますと、昨年11月26日に文部科学省が学
校教育法施行規則の改正を行いました。

これは、子供たちの教育環境の充実を図るための方策の1つとして、土曜日にも授業
が行うことができる、地方公共団体の主体的な判断によってそれが行えるということで、
失礼しました、11月29日でした、11月29日に文部科学省のほうで学校教育法の施行規則が、
今申し上げましたように改正をされました。

それを受けまして県の教育委員会が2月26日に、学力向上の一環として、また開かれ

た学校づくり、そしてまた週時程が新指導要領によってかなり厳しくなっておりますので、その平準化を図る、そういった方策の1つとして土曜日に授業を行うことができるというような通知がまいりました。

今申し上げましたように文部科学省が11月29日、そして県の教育委員会が2月26日ということで、大変日程的に厳しい状況がございます。今、県内のほとんどの市町が検討中ということでございますが、来年1年間を検討期間におくという市からですね、来年4月から早速導入をするという市まで、対応はまちまちな状況でございます。

○上村和生委員

ありがとうございます。それを受けて、今、伊勢市の考え方としてはどのように考えてみえるのかその辺の部分をお聞かせください。

●宮崎教育長

伊勢市としましては、伊勢市としての基本的な考え方をまとめて、その実施に向けての検討を始めたいというふうに思います。

それで私どもも昨年の秋以降、県の教育長会、それから教育委員会、そして校長会等で議論を重ねてまいりましたので、伊勢市としての方向性を定めていきたいとそんなふうには考えております。

○上村和生委員

議論中、検討中ということでもありますけれども、伊勢市の考え方としてはこれから出されてくるのかというふうに思いますけれども、平成14年からこの完全週休2日制というのが実施されたというふうに思っていますが、ある程度定着もしてきているのかなというふうに私は思っていますけれども、もしこの公立の小・中学校の土曜日授業ということがあれば、想定される問題点なり、課題点はあると思いますけれども、どのような部分が、残っているのか、課題としてあるのかお聞かせいただければというふうに思います。

●宮崎教育長

ただいま委員仰せのとおり平成14年度から学校週5日制を始めております。御承知のように学校5日制に踏み切るまでにはかなりの時間をかけております。

今回の場合、非常に時間的にタイトな日程になっておりますので、当然のようにさまざまな課題が浮かび上がります。

まずは、保護者に対しての理解、周知がまだ十分行われていないということがございます。

それから学校にかかわる関係団体、機関等の調整、これも大きな市と小さな町では大分差があるようにも思います。

私どももこれまで学校週5日制の中で、子供たちの土曜日を充実させるために、各地域の関係団体、スポ少等をはじめ、さまざまなところに御協力をお願いしてきたわけです。

今度の場合、土曜日に授業を行うということになりますと、かなり大きな問題になってまいります。例えば中体連、それからスポーツ少年団等、土曜日にさまざまな試合等を、

もう既に来年度の日程を組んだり、会場の確保をしてみえるというようなところがございます。そういった関係団体、それから教職員の勤務等もございますので、さまざまな調整があるだろうということを考えております。

そういった関係団体との検討については、私どもも委員会を設けて話を進めていきたい、そんなふうに考えております。

○上村和生委員

これを公立の小中学校の土曜日授業ということにあたってはですね、やっぱり子供を主体的に考えていただいて、課題整理を含めてですね、きっちり慎重に行っていただいて、伊勢市としての検討結果というか、検討中ということですので、検討をしていただいた後に報告もいただきたいというふうに思いますし、また常任委員会での論議も必要かというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。そのことを申し添えて私の意見とさせていただきます。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それでは、私は2学期制の問題についてお伺いをしたいと思います。

2学期制の問題については、平成16年先行的に実施した学校とその経験を考えますと10年目を迎えていると思います。そういう1つの区切りという時点でもあるんですけども、現時点での教育委員会としての2学期制にしたことによる評価、成果どのようなものとして考えてみえるのか、教えていただきたいと思います。

●松村学校教育課副参事

ただいまの黒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員仰せのとおり、伊勢市では、平成16年度を皮切りに平成21年度までに全小中学校で2学期制を実施しております。

これは、伊勢市の小中学校の管理運営に関する規則の中に学期に関する定めがございまして、基本は3学期制でございますけれども、各学校がそれぞれに教育委員会の承認を受けて、学期の変更をすることができるというようなことになっております。

2学期制をとっております利点としましては、3点考えられます。

授業時数の増加がまず1点目でございます。

特に中学校におきましては、卒業式の時期の関係もありまして、3年生のほうでなかなか授業時数を確保することが難しいというような時期もございましたけれども、長期休業日も、学期の定めを2学期制をとることによりまして、各学校で工夫をして長期休業日を考えるということで授業時数を確保したりして、授業時数が増加をしておるというのが利点の1つでございます。

2点目ですけれども、学期が長くなることで、教科の特性を生かした評価ができてお

ります。

1週間に1、2時間の授業を行われるような教科ですと、短い期間ではなかなかこう、評価ということもできなくなっておりますが、長いスパンでとらえることによって、その評価に生かすことができるという利点がございます。

3点目は、長期休業前にゆとりができて、子供たちにゆったりとした環境の中で、教育活動ができるということがございます。長期休業前に評価等、さまざまなことがございますと、なかなか子供に向き合う時間というのがございせんけれども、例えば小学校ですと、今までは6月の終わりごろから学校水泳をしておりましたものが、7月に入ってから長期休業前まで、季節的にもよい期間を使って学校水泳ができるというようなことも聞いております。

そのようなことで、授業時数の増加、それから教科の特性を生かした評価、それから長期休業前のゆとりを持った教育活動という点で利点があるというふうに聞いております。

○黒木騎代春委員

ありがとうございました。

それは、この2学期制を導入する以前からメリットとして私たち十分聞かせていただいた点なんです。

実際子供の成長にとってどんなような効果があったのか、成果があったのか、あるいは保護者の評価の声があったのか、その点について知りたいと思っておるんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

●松村学校教育課副参事

今、お話をさせていただきましたようなメリットを考えさせていただいて、実際に2学期制をとらせていただいたわけですが、現実には、そのように、ゆとりを持った教育活動ができているというふうなことを、学校のほうからも聞いておりますし、また、学校の自己評価等でも、学校が子供たちによくかかわってもらっておるというような評価をいただいております。

また授業時数の増加につきましては、現実には小学校で平均3、4時間、中学校で6、7時間の授業時数の増もございまして、そのような効果があるというふうにとらえております。

○黒木騎代春委員

先ほどの御答弁の中で御紹介いただいたんですけど、伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則、その中では、学期については3学期とするというふうに規定されているということなんですけども、教育委員会の了承を得れば学校独自に2学期制にできるというような御説明だったと思います。

ということは、言い換えれば、学校の独自の判断で、やはり3学期制にしたほうが良いというような状況判断、これが生まれてくれば、教育委員会との調整で、それは、現在の伊勢市の中で可能というふうに考えてよろしいでしょうか。

●松村学校教育課副参事

委員仰せのとおり、現在の伊勢市小中学校の管理運営に関する規則におきましては3学期制が基本になっております。

先般も、平成26年度の学期の承認願いというのが各学校から出されておりますが、それにつきましては、いずれの学校も2学期制を承認願いたいというような願いが出ておりましたので、教育委員会といたしましては、それを承認するものでございます。

この中で、特に先ほどメリットの中で3点というふうなことで、お答えをさせていただきましたが、もう少し追加を許していただけるのであれば、そういうような学期制を考えることによりまして、各学校は工夫をして、教育課程や年間の活動計画を立てております。その中で、それぞれの学校の児童生徒の実態に合った独創的というか工夫を凝らした教育活動を行っております。

このように、各学校が主体的に自校の教育活動を工夫して、それぞれの子供たちにあった教育活動を行っていくということも、1つの大きなメリットであるというふうに私どもは考えております。

○黒木騎代春委員

私、なぜこういうことをお伺いするかといいますと、今現在も、やっぱり、保護者や関係者の中からですね、この2学期制のあり方について疑念の声、あるいは戻してほしいという声もお伺いしているからなんです。

伊勢市のホームページにおきましても、声の欄に3月期制に戻したらどうかという、そういう御投稿も目にしております。

そういう意味でやはりこの時点で改めて検討もしてもらうことが必要ではないかなと。全国的には2学期制は20数%まで、現時点でいっているようですけれども、それからはなかなか伸びないと、採用する学校は伸びていないということもありますし、この際ということで3学期制に戻ったところも相次いでいるというような状況を報道でも見聞きしております。それで今までの方向性にこだわってするということではなしに、考えていただく機会を持っていただければと思います。

それとですね、私保護者の方に見せていただいたんですわ、先日です、成績表というのを、そうしましたらその保護者の方は、3学期制ですよと言われている方がおったので、そんなことはないはずですよということで見せていただいたら、その通知表にはですね、1学期、2学期、3学期とは書いてないんですけれども、7月と12月と学年全体ということで、3分割した成績通知表、こういうのを示していただいたんですわ。ですからこれは現場の先生方の工夫だと思うのですが、ですから保護者の方からみたら3学期制だというふうにとらえていただいても不思議ではないということですし、ある学校では先日保護者の集まりで3学期に戻しますというような御説明をいただいたというような話も聞くに及んでですね、現場は非常に悩んでみえるんじゃないかなというふうなことを思います。

先ほど教育長さんも土曜日授業のことを、急にできやんということで、保護者の理解や学校の体制もあるんでということで、こういうことは急速にということとは私たちも求めるものではないんですけれども、一度原点に立ち返っていただいてですね、本当に子供のために何がいいのか、保護者がどうしたら納得いただけるのかというのを考えてもらいた

いというふうにお聞きしたんです。

そういう意味で、今後ですね、この2学期制について、いろんな意見を酌み取ったりアンケートしたりするような総括というのですか、現時点での伊勢市教育委員会としての判断の材料になるようなそういう総括というのをやっていただく必要があるんじゃないかということなんですけども、その辺についての考えをお聞かせください。

●松村学校教育課副参事

ただいまの黒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

評価の件でございますけれども、2学期制を始めた当初の課題として、やはり評価については、御意見をいただいていたかと思います。心配をするような御意見であったかと思います。例えば長期休業前に、それまでの学習状況や評価について、知らされる機会が保護者としてないですと長期休業中をどのように過ごしてよいかわからないというような御心配の声もありましたことも確かでございます。これにつきましても、各小中学校がさまざまに工夫をいたしまして、今、黒木委員さんがおっしゃったような、長期休業前、夏休み前の評価をある程度お示しをさせていただいたり、また学校によりましては、そういったような形で通知をするものはございませんが、懇談会を持って、その中で、口頭で学習の状況についてお知らせをしたり、また、中学校3年生の進路の時期に当たりましては、進路決定に際しまして参考となるような評価を出すということを学期の区切りにかかわらず、それぞれに工夫をして保護者の方の御心配にお応えするような形で工夫をさせていただいてきたかと思います。

その中で、保護者の方の御意見もいろいろとまだまだあるかと思いますが、黒木委員をおっしゃいましたように最初に取り組んでから10年ということになりまして、私どもではようやく定着をして、各学校が工夫をするというような形ができてきたのかなというような評価もさせていただいておるところでございますけれども、今後いろいろと保護者の方の御意見も伺ったりしながら検証をさらに重ねていって、各学校がどのように教育活動を行っていったらよいのかということを考えていくということは大切なことだというふうに考えます。

○黒木騎代春委員

私は、検証する機会をぜひともつくっていただきたいという思いで、そういうお考えはございませんでしょうか。他の自治体ではそういうことを改めてして、確信をもってこれでいけるというような、市民の皆さんにも保護者の皆さんにも納得いくような、こういうことですよっていうようなことが、やっぱり裏づけみたいなものが、系統的なものが要なんではないかなと思います。

三重県の中でも2学期制をとっているのは小学校で25.8%、中学校で23.4%という数字だと思います。4分の1ですか、そういう状況もあるわけで、今まであればもっと進むんじゃないかなと思うんですけど、そういう点での保護者の御心配も十分根拠があるものではないかなというふうに考えますので、その辺について再度ですね、そういう検証みたいなものをやっていただくようなことが、考えがないかどうかだけお伺いします。

●松村学校教育課副参事

委員仰せのとおり、全国的な状況、三重県内での状況につきましては、そのように私どもも、数的なものについてはとらえさせていただいております。

今後このことにつきまして、さまざまな機会をとらえて保護者の方の御意見もいただくとともに、また検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、そのように御理解ください。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

私は、学びのグレードアップ総合推進事業のことに関してお伺いをしたいと思います。

ここの中心というのは、学習の到達度、C R Tの調査だということで認識をしておるわけですが、やはり保護者から見たときの教育のあり方についてですね、1番やはり保護者のほうは気になる部分ではないかなと。今の子供たちの学力が保たれておるのか、またグレードアップというような名前がついておるように、昨年より学力が非常に向上しているのかというような点での分析というのか、評価をしていただいておりますので、その実態の把握についてお伺いをいたします。

●松村学校教育課副参事

ただいまの宿委員の御質問にお答えさせていただきます。

学びのグレードアップ総合推進事業の中で、C R T、いわゆる目標基準準拠検査を実施しておりますけれども、これにつきましては、目標基準準拠検査でございますので、その目標に達しておるかどうか、そのあたりを図るものでございます。

小学校の検査結果といたしましては、全国と比較して、優位さはないというようにとらえております。中学校の検査結果につきましては、やや上回っているというような結果でとらえております。

○宿 典泰委員

そのこと自体は、保護者の皆さんには、到達度調査として、C R Tの結果として、今このような形になっておりますよというような御説明というのか、資料配付等のことは行っておられるのでしょうか。

●松村学校教育課副参事

C R Tの実施につきましては、教育委員会から保護者の方に文書でお知らせをさせていただきます。

また、それぞれの結果につきましては、各学校が結果分析をいたしまして、それぞれの指導改善に生かすものというふうにとらえておりますので、それぞれの学校で結果の分析をしていただいております。

また、その結果につきましては、それぞれの学校で便りや学年というようなこともあると思いますけれども、その中で概要をお知らせいただいているところがございます。

○宿 典泰委員

25年度の事業の総点検結果の概要というのをちょっと読ませていただいておりますら、やはり、C R Tについてですね、数値目標であったり、教師の教育力の向上の結果につなげていくというようなことの評価というのか、検査結果が示されております。

ですからいわゆる伊勢市の目指すべき教育水準というのがあって、それにどれほど近づいていくのかなということではなければ、全国平均が云々ということで、私は質問しておるつもりはちょっとないんです。正直、全国より下回ることになれば相当気がかりになるし、保護者の皆さんが思ってみえるのは、やはり不安がっておるわけですね。そのあたりの学力が本当に保たれておるのか、今のC R Tによって課題が生かされて、次の教育力の向上に向けられておるのかということが、あまりその数値でいうわけにはいきませんが、見えない部分が多過ぎる。そのために保護者の皆さんはどうしても、学校だけではなくて、やはり補習として自分たちの塾ですね、学習塾へ通わせたりということで、何か満足感を得られておるような状況にあるのかなと。

当然、教育費も上がることでありますし、学校がそのことを全部受け止められて、こういった事業についての課題であったり、次の教育の向上につなげていくという手法をとっておるならその点をお教えいただきたいと思います。

●松村学校教育課副参事

委員仰せのとおり、全国平均云々ということよりも、努力を要するというような子供たちを少しでも減らしていくということが大切かというふうに考えておりましたので、この点検評価につきましても、そのような御意見をいただいておりますので、今後検討をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、授業改善等の取り組みにつきましても、先ほども学校だよりのことを言わせていただきましたが、その中でこのような授業研究しております。あるいは、子供たちこのような様子で学習に取り組んでおりますというようなことをお知らせして、保護者の方の不安な気持ちを少しでも取り除かせていただくようなところをさせていただかないかというふうに考えております。

○宿 典泰委員

結構かと思えますし、今後ともですね、やはりもう少しわかりやすい意味での保護者への対応をしていただくのがベストではないかなとこんなことを私は感じます。

ただ今のC R Tについてもいい効果をあげるということになると、先ほども申し上げましたけれども、教師の皆さんの教育力の向上というのが欠かせないキーワードになってきます。

この下に教職員の研修の経費ということであげられておりますけれども、最近の新学習指導要領に基づいても、やはり外国語の導入があると、英語ですね、あるということの中で、平成32年、33年の時期にはもう中学校で、英語での教育が始まるみたいなことを

聞きますと、今の1年生あたりが該当になってくるのかなというようなことを考えると、そのあたりの、教員の方への教育力の向上という意味での研修の効果というのが非常に重要になってくると思いますので、そのあたりお聞かせをください。

●岩崎教育研究所長

ただいまの宿委員の御質問の答えいたします。

教員の指導力向上や教育力の向上という意味におきまして、さまざまな取り組みを行っております。

1つ目は、先ほどの話にもございましたが、研究推進校を指定いたしまして、研究を進めるという形をとっております。

2つ目は年間30回程度でございますが、教育講演会、教職員研修講座等を実施しております。この中には、先ほど御指摘ございました外国語活動等についての研修も含まれております。また、出前講座という形をとりまして、各学校の校内研修に指導主事を派遣するというような形もしております。

以上のような形で教員の指導力向上を目指しております。

○宿 典泰委員

ただいまの説明の中で、やはり指定校というような話がありました。以前から私は申し上げておるんですけれども、指定校ではなくて全学校に対してそのことをやって、地域のいろんな課題も抱えながら、学校というところが中心で活動をされておると思いますから、そうするとやはりその地域の中の主たる小学校の関係で課題が抽出できるのではないかなと。指定校をする必要もなければ、その小学校であれば6年間、中学から3年間という限られた期間にグレードアップとして教職員の方らにもお願いするということになるわけですから、やはり公平性の面から見ても指定校というのはいかがかなと思っておるんですけれども、指定校制度についてどのような考え方があるかお聞かせください。

●岩崎教育研究所長

今の宿委員の質問に答えいたします。

研究指定と申しまして、約20校程度あるいはハイパーQ Uを使った子供の集団づくりについては、すべての学校において、すべての学校を指定する形で研究を進めております。また、研究内容につきましても、今委員仰せのとおり各学校の課題を明確にした形で、教科等も各学校の方向に沿った形で研究を進めていただくということになっております。

中におきましては、今日的課題を取り上げた研究としてお願いをする場合もございます。

○宿 典泰委員

そのことについてはですね、やはり20校といえども、小学校であれば24校あるわけですから、これからの合併問題も含めてですね、きちっと対応していただきたいなとこんな思いで御質問を申し上げました。

あと1点、幼児教育の関係で御質問申し上げたいんですけれども、いつもですね、や

はり幼稚園、保育園、小学校との連携といういわゆるつなぎということですよね。切れ目のないつなぎの教育ということで非常に重要やということで、ここの教育振興基本計画の中にもあげてございます。

その関係でことしの予算に関係した活動ですね、そのあたりを御説明ください。

●松村学校教育課副参事

ただいまの宿委員の御質問にお答えをさせていただきます。

保育所、幼稚園、小学校へのつなぎということでございますが、これにつきましては、就学前の教育保育に関しての連絡協議会というのを実施させていただきまして、巡回相談でありますとか、保育所と幼稚園の連携でありますとか、小学校と幼稚園、保育所での保育見学や小学校見学等、交流のことありますとかそのようなことについて協議をする場を設けさせていただいております。

○宿 典泰委員

そのことは、私も関係してみえる方にもお聞きをしますと、そのことが本当に幼児教育の途切れのない教育につながっておるのかどうかということを非常に疑問を感じました。1回、そういうことをやったから、2回、そういうことをやったからということではなくて、幼児教育のあり方そのものについてですね、もう少し危機感を持ってやっていただく必要もあるのかなということを非常に感じたものですから、途切れのない教育ということであれば、保育園、幼稚園、公立私立問わずにどういう形で進めていくべきなのかということを含一度検証する必要もあるのではないかなということも、この点検の中には、外部点検の中には書かれておりますので、その点ですね、26年度についてのどういう方針を立てられるのか、もう少し具体的な御答弁をください。

●松村学校教育課副参事

今の御質問にお答えしたいと思います。

具体的なということでございますが、就学前の教育保育の連絡協議会につきましては、いろいろとお話もさせていただいておりますけれども、なかなか教育の根本というところまでは話をするというところまでは至っておらないことも事実でございます。

また、それ故この機会をさらに充実をさせていくことで、そのようなことについても議論をしていく場とさせていただきたいというふうに考えております。

○宿 典泰委員

ぜひ実態の把握をしていただいて、もう少し踏み込んだ形で幼児教育につながるということをお示しいただきたいなとこんなことを思います。

あと1点すいません。

教育の問題で、学校だけではやはりお任せという教育ではいかんということで、この教育振興基本計画の中に示されております。

それは、1つは家庭教育、それと地域の教育ということで示されておりますけれども、これは具体的に今どのような状況で推進されておるのかお答えをください。

●松村学校教育課副参事

今の御質問にお答えしたいと思います。

地域あるいは家庭を巻き込んだ教育ということでございますが、特に家庭教育につきましては、さまざまところで課題も示されておるところでございます。これにつきましては、各学校で家庭との連携を密にするいろいろな方策をとりながら進めていかなければならないと思います。

また、地域との連携につきましては、同様でございますけれども、例えば、子供たちが地域に出かけていって学習をする機会というのがございます。これにつきましては、この中にあります「子どもたちとつくる「やさしいまち伊勢市」支援事業」におきまして、こういった活動につきましてはの支援も行っていきたいというふうに考えておりますし、また、地域の方々の中からボランティアを募って、安全に関して見守っていただいたり、学校の教育活動について支援をしていただくというような取り組みもしております。

○宿 典泰委員

家庭教育、地域の教育の中で学校に評議員制度もありましたよね。そのことも有効に使っていただいて、もう少し踏み込んでやっていただければなど、こんなことを思います。

教育長にちょっと質問を申し上げたいんですけれども、教育の振興基本計画というのが、これは18年から10年間ということで28年で完結というのか、1次の目標が達成できたのかどうかの評価もあると思うんですけれども、これ26年度ということになります。

それと一方、伊勢市の教育ということで25年度のこういうやつをいただいてですね、いつも私これ比較しながらいろいろ見せていただいておりますけれども、共通した形での評価ができるかどうかというのが、なかなか見えにくい状況にあります。

このあたりは保護者の人が見ても不安に思うと思うので、そのあたりの整理が必要かなと思いますので、そのあたりの御意見をお伺いしたいと思います。

●宮崎教育長

ただいま仰せのとおり私どもには「教育振興基本計画」と「伊勢の教育」、2つの大きな柱としてあるわけですが、この関連等につきましては、私どもも何らかの方策でもう少しわかりやすいようなものが要るのかなというふうに思います。

それから、今宿議員からいくつかの観点でお話をいただいたんですが、私どもはそれぞれの施策が単独で成立しているわけですが、例えば学びのグレードアップとリレーションシップとのつながり、それからやさしいまち伊勢市とのつながりとかございますが、こういう予算書では単独成立したことしかお話ができませんので、そのあたりを総括したような形で、わかりやすくしていく必要があるかな、そんなふうに考えております。

◎西山則夫委員長

審査の途中でありますので、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0 時01分

再開 午後 1 時00分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き審査を続けます。

款11教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の審査を続けます。

御発言ございませんか。

他御発言もないようですので、目 2 事務局費を終わります。

〔目 3 教育研究所費〕

○北村 勝委員

私も今回伊勢の教育に関して少し聞かせてもらいたいと思います。せんだって、教育関係におりましたので伊勢市における教育の充実という面で非常に理解しながら、ここまでやってきました。

そういうことで私の今回聞かせてもらうのは159ページの 5 番目、不登校対策ハーモニーハート総合対策事業についてお聞きしたいと思います。

今回ドリームプロジェクト、豊かなところ、確かな学力、健やかな体づくり、わかる授業を目指してということで、日々研鑽されております。

それで、その中にこういった不登校の生徒を扱う問題について、私もなかなか、心も、いろいろ、ちょうど成長期における子供たちの思いを、そういった取り組みというのにすごく興味がありまして、その実態を教えていただきたいと思います。

まずもって、恐れ入りますが、不登校の現状ですよ、昨年度の小学校、中学校における不登校の現状を教えていただきたいと思います。

●岩崎教育研究所長

小中学校における不登校の現状についてお答えいたします。

平成24年度の統計によりますと、小中あわせて124名、内訳は小学校16名、中学校108名となっております。

○北村 勝委員

その合計124名ですね、そういった不登校の子供たちがもう一度学校へ戻る、それと学校復帰するためにNESTのほうでいろいろ御指導をいただいているということですが、この子供たちがNESTのほうに実際に御厄介になってですね、心の御相談といいますか、いろんなカウンセリングを受けて復帰できる、そういった子供たちについて、昨年度どういった状況なのか教えていただきたいですが。

●岩崎教育研究所長

先ほど124名と申しましたが、ある程度内訳がございまして、大きくとらえますと124名中の半数につきましては、学校が中心になって支援をしております。約4分の1につきましては、私ども教育支援センターNESTで支援をしております。後の4分の1につきま

しては、どちらかといえば学校にも支援センターにも来られない、家にいるというような状況の子供たちでございます。

○北村 勝委員

それで、そのN E S Tのほうでいろいろとカウンセリング、または相談に乗っていただいて実際に学校へ戻られる、または復帰が可能となった子供たちについて、どれぐらいの形を、結果としてあるのか、ちょっと参考までに教えてください。

●岩崎教育研究所長

学校の復帰率についてでございますが、平成24年度におきましては、部分登校を含めまして96%ほどございます。

今年度につきましては、まだ定かではございませんが、8割くらい、79.2%、現時点では学校復帰、部分登校を含めまして学校復帰をしております。

○北村 勝委員

はい、ありがとうございます。

そういった中で非常に成果が高いといえますか、効果を得ているということにすごく感謝しております。ただ、そういったN E S Tのほうに御厄介になれない子供たちも多いということを聞きます。その対応策を聞かせてもらいたいのですが。

●岩崎教育研究所長

平成26年度予算につきまして、家に引きこもった状態、いわゆる学校にも、教育支援センターN E S Tにも来られない子供たちに確かな支援をしたいということで、平成26年度相談員2名の配置をお願いしているところでございます。

全国の調査によりますと家庭訪問等における子供たちの支援というのは、非常に効果があるというふうに出ております。伊勢市におきましても、そういった相談員による家庭訪問等を充実したいと考えております。御理解よろしくお願いいたします。

○北村 勝委員

そういったところの取り組みをぜひ進めていただいてですね、復帰を促していただけるような形で、心をしっかり持てるようにお願いします。

それと今聞かせてもらって、小学校の不登校児というか、小学校ときに16名、中学校になって108名ということで、できましたら、発達というか成長過程の中でこころがいろんな問題が、諸問題があると思うのですけれども、この小学校から中学校にかけて異常に多くなるということ、その原因を、ひとつできたら、わかっていたら教えていただきたいと思います。

●岩崎教育研究所長

実際に小学校から中学校に上がるときに不登校が急増するという現状は伊勢市におい

てもございます。平成24年度におきましては、小学校の時に6人だった子供たちが、次の年になって20人の不登校になっております。約3から5倍になっている状況はございます。

それはですね、小中間でさまざまな違いがございまして、まず学級担任制が教科担任制になるというような制度の違いがございます。

また、私服が制服になるとか、部活が始まるなどの生活面での違いもございます。また、学習面におきましては、教科書が随分厚くなり、文字が小さくなるというような学習面における違いもございます。それらの違いに対し、多かれ少なかれ不安感やストレスを持っている子供がいるということは明らかになっております。

○北村 勝委員

ありがとうございます。そういった現状の中で、6年生から中学校に入らる中で、どうしても適応しづらいという現状を今それぞれの理由で聞かせていただきました。そういった解決策ですね、実際に何か対応というのがあれば、考えておられれば聞かせていただきたいのですが。

●岩崎教育研究所長

対応策につきましてですが、各中学校区において小中間で子供の実態交流とか授業交流を実際には行っております。また、活動交流とかクラブを合同にしたりとか、行事における交流等も行っております。先般は、中学校の先生が小学校に出向いて、英語や数学の授業を行う出前授業も行っております。

○北村 勝委員

そういうことで、まず小学校と中学校の連携がいかにとれるかということが一番大事なかなという思いが強いです。そういった連携をとっていただいて、この不登校問題というのは、非常にカウンセリングの面とか、相談に乗っていただいて、将来変わるということになります。進学も含めてですね、いろんな形の指導をされていただいていることと思いますので、またそういった未然にいか防止するかということも含めてですね、事前にいろんな形で対策をとっていただいて、ぜひ、元気な明るい健やかな子供たちを育てていただけるようによろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

副委員長。

○野口佳子副委員長

すいません、今北村委員が言っていただきました不登校の対策のところですが、今回は、2,024万4,000円の予算がついておりまして、昨年度は494万円でしたけど、その中で、今お聞きしましたときに、相談員さんを2人つけるというのをお聞きしました。

そしてまた、この説明書の中には20年で、この通所にかかる車両の交換で車を換えるというのもお聞かせいただきましたのでこのところはわかっているのですが、3つ目の

ところでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

相談室の整備が必要となっておりますが、その必要性をお聞かせください。

●岩崎教育研究所長

相談室の必要性について御説明をいたします。

現在教育支援センターN E S Tには、24名の不登校児童生徒が通級をしております。子供たちの様子を見ておりますと、人とかかわるときに、非常に大きなストレスを感じる子供たちが多く、時々1人になって気持ちを落ち着けること、クールダウンをするということが必要になってまいります。

現在、支援センターではそのような部屋がございません。カウンセリングの待合室を借りるような形で活用しているのが現状でございます。

通級生が増加傾向にある今、何とかこの相談室を確保したいと考えておりますので御理解よろしくお願いいたします。

○野口佳子副委員長

わかりました。

それでは、不登校のきっかけは1つではなくて、複雑に絡んだものだと承知しております。個室で丁寧に対応するための部屋が必要なこともよくわかりました。

それでは、もう1点ですが、今言われました相談員の配置ですが、伊勢市の不登校児童生徒の状況と、相談員の必要性も含めて説明をお願いいたしたいと思います。

◎西山則夫委員長

副委員長、すいません、今状況については北村委員の時に出ていますので、その2点目だけ。

●岩崎教育研究所長

相談員の活用の仕方について御説明をいたします。

先ほども少し触れましたが、相談員にはどちらかといえば家庭訪問とか、日々の子供たちの相談を中心にかかわってもらいたいというふうに考えております。

〔目4 人権教育費〕 発言なし

〔目5 教育集会所費〕 発言なし

《項2 小学校費》〔目1 小学校管理費〕

○吉井詩子委員

小学校の施設に関するについてお聞きをいたします。

今、明野小学校では人数がふえておりまして、教室などぱんぱんになっているというようなこともお聞きしているのですが、現状と来年度の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

●坂谷教育総務課副参事

明野小学校の現状でございますが、明野小学校の今年度児童数は547名在籍しております。普通教室が19学級でございます。

明野小学校は、1学年3学級で6学年、18学級の設置がされておまして、今現在19学級ですので、現在も第2理科室を不足分として普通教室に転用して現在利用しております。

○吉井詩子委員

今回の予算でも理科の教材の強化でありますとか、理科教育に力を入れるということで予算があがっております。

そのような中で、理科の教室を1つなくしてしまっただ教室にってしまうということは、やはりこれは、なかなか子供さんにとっては、理科教育においてこれはちょっとマイナス面になると思います。

それからまた、先ほど来、教育研究所さんのほうから御答弁がありましたように、いろいろ、心の問題においても、個室とかで子供さんと親身になって話をする空間があるというようなこともお聞きいたしました。ですので、今後、そういう相談室がとれるよう体制をとっていけるのかどうか、その辺の見込みについてはいかがでしょうか。

●坂谷教育総務課副参事

それぞれですね、学校は、少人数学級とか多用途な形で今現在工夫しながら教室を使っています。

さらに、これまで荷物入れとかというふうな現状で教材室がなっていたりとかそういうところも工夫しながら、こちらのほうで、そこをまたカウンセラー室とか、相談室に改修しながら活用していただいておりますので、それぞれの工夫の中で、現状そういった対応のほうもされているというふうな認識をしております。

○吉井詩子委員

現状の中で工夫をしていただいておりますということをお聞きいたしました。

平成25年の8月に教育民生委員会でいただいた資料ですが、伊勢市立小学校の児童総数の推移という資料がありまして、これを拝見いたしましても明野小学校は平成25年度547名が、平成31年度においては616名になるということで、この資料を見ますと城田と小俣小学校が今と同じぐらい、でも増加するというようなことが出ています。明野小学校は、今明野小学校の上に家もたくさん建って、子供さんもたくさんみえるということで、今後もっとふえるかもわからないということもあると思いますので、これから増設も含めて考えていかなければならないこともあるかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

●坂谷教育総務課副参事

委員仰せのとおり、小俣地区の小俣小学校につきましても、平成31年度まで未就学の

子供の数というのはつかんでおります。やはりこちらにも増加傾向にあります。

さらにですね、明野小学校につきましては、周辺が宅地開発されまして、3.11以降こちら方面への移住というのが顕著にあらわれております。そういった面で、今現在、ここ数年は、今の現状で足りるというふうに予想しておりますけれども、予想以上に宅地化が顕在化してまいりますと、子供の数が、やっぱり想像よりふえてこようかと思っておりますので、その動向もきっちりと注視しながら、学校の管理計画を進めてまいりたいと。

それと申していただきましたように、最終的には、そういったベースの教室の転用ではなくて、やはりきちっとした普通教室の増設というのにも視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

他に御発言は、福井委員。

○福井輝夫委員

こちらの小学校施設防災対策事業というところでお聞きします。

これは中学校管理費の中での中学校施設防災のところでも通じるものがあると思いますので、ちょっとそことダブるかもわかりませんが、お聞きします。

これは概要書のほうを見ますと、天井の落下防止ですね、大規模空間を持つ屋内運動場等の天井の落下防止ということでございます。小学校とか中学校の体育館となりますと、災害時の地域住民の避難場所に指定されておるところもあると思いますけれども、大きな地震があったり、また余震があったときに天井が落下、東日本大震災でも体育館の天井が全部落ちてしまって床にいっぱい落ちたというような事例がたくさんございます。

そういう中で、今伊勢市の場合は、これは天井落下防止ネットを設置するというところで、概要書に書いてございます。網の材質とか耐久性とか取り付け方とか、そういう面で大丈夫なのか、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

●坂谷総務課副参事

福井委員御心配のネットの安全性につきましては、平成25年度に国交省、また文科省のほうから、この天井の落下防止対策に関する技術基準が示されました。これは8月7日でございます。それ以降、文部省が示す具体的な対策につきましては、県のほうから平成25年11月に県内の教育委員会を集めまして、いろいろな対策がある中で、その選択肢として、伊勢市はですね、このいくつか、その対策が必要な施設の中で、いわゆる防音講堂という防衛省の補助をいただいて建設されたものがございまして、基本的には天井の撤去という方法もあるんですけども、それをやってしまいますと補助の返還とか、いろんな部分が出てきますので、最終的に選択いたしましたのは、落下防止ネットで対策を進めるというふうなことでございます。ただ、落下防止ネットの安全対策につきましては、その安全性についてですね、各メーカーからいろいろとお話を聞く中で、まだその数値的な安全性を示せるものまでが製品化されていないということで、25年にも一度予算化したんですけども、それは一度見送りまして、26年度に改めてそういった安全性が確立された暁に対策をしていこうというふうなことで、対策を進めるという形でございます。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

先ほど言われました文部科学省の天井等落下防止対策の手引きというのは確かに出ております。インターネットでも公表されております。そういう部分でおおむね、これの指針は天井の撤去という部分が、主が書いてございます。そういう中で落下防止の網をつけるということでございます。

落下防止の網についてもいろんなメーカーも、インターネットでもいろいろと出しております。その中で、その取り付け方が、あるところについては、既存の天井の吊り金具ですね、そこを利用して吊るとか、そういうふうないろいろなものがございます。その取り付け方によって、この文部科学省の事例の中でも、その取り付け金具自体が天井から外れて全部落ちたというような事例も書いてございますので、その取り付け方によっては、完全ではないんじゃないかというような危惧もされます。そういう部分、その取り付け方についてはどういようなやり方を計画されておるのでしょうか。

●坂谷総務課副参事

対象の体育館、屋内運動場ですけれども、それぞれ形状とか天井の形とか面積、それぞれ個々に違うものですから、これまでもメーカーに、それぞれの施設を検証していただいて、検討を進めておるところですけれども、やはり委員仰せの構造体のほうから、きちっとした吊り込みをして、例えば耐荷重何キロというふうな形できっちり示せるものが出た暁にその対策を進めていきたい。こちらから、例えば、1平米20キロとかというふうなこれに対して安全が保たれるのかどうか、こういうふうな形でこちらから数字を示した中で、その安全性について対応できる製品を今後協議してまいりたいと考えております。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。ネットの強度とか、そういう部分で、いろいろ、インターネットのほうでもそういう実験をしている様子とか、そんなものが出ております。そういう中での強度的なもの、ネットの強度はあっても、その取り付け強度の部分が弱かったら意味がないものですから、そういう部分も協議に入れていただきたいと思います。

ところで、そのネットを全面的にひいた場合に、既存の照明器具ですね、その取り替えというのが、高所での取り替えということも必要になってくるとは思いますが、そういう部分の配慮はなされておるのでしょうか。

●坂谷総務課副参事

照明器具につきましては、そのネットの部分はとりあえず、そのネットをくりぬきます。照明自体は、また改めて構造体から控えをとりまして、その照明器具独自で構造体から外れないような形で対策を、またはネットとは別な形で、その照明器具だけではなくて、体育施設が吊り込んであるところにつきましても同様の対応をさせていただいて、天井からの物の落下がないような形で対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○福井輝夫委員

わかりました。

照明器具のところはくりぬくということでございました。照明器具でもいろんな照明器具がございます。細長い蛍光灯のものあれば、丸い部分もございますね。だからそういう部分でくりぬかないと、ネットの網の間からとるだけというのは、なかなか難しい部分もあると思いますので、その辺についてはよろしくお願いします。

それから先ほどお答えの中で、照明器具以外のものについても落下防止という言葉が出ました。体育館なんかにはバスケットゴールとか、そういうのもございます。そういう部分についても、やはり揺れたときに根元の鉄骨等、それから既存の建物に設置しておる部分が破断して落ちたというのもございますので、そういう部分の対策も今度いろいろ、各学校によって抜けがないようにしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

空調設備のことでお伺いしたいと思います。

今回、26年度として、小学校3校ということで、残り8校ということになってしまいました。非常に私は残念だなと思っておりました。正直小学生も、この24年度からこの工事というのが始まっておると思うんですけれども、4年間たつと、実は4年生の子は卒業してしまうし、やはり伊勢市全体のことを考えれば、機会の均等である、公平性ということから、非常に課題ではないかなということを以前から言わせていただいておりますけれども、このことについて教育長の見解はどうなんでしょう。

●玉置教育部長

今、宿委員さん言っていただきましたように、ちょっと年月がかかり過ぎではないかということでございます。

確かに、いっぺんにですね、1年度ですべてやってしまえば1番よろしかったんですけども、いろいろ私どもも計画を立てておりまして、その計画に基づいてやらせていただいた結果が、この27年度までかかってしまうということでございます。

財政的なこともございますし、工事にかかりますと、その管理をする職員等の問題もございまして計画を立てさせていただいて、教育民生委員会にも御報告を申し上げまして、こういうふうな計画でいかせていただきますということを御報告申し上げた上で、今計画を進めておるところが現状でございます。

○宿 典泰委員

教民の資料も持ちながら御質問も申し上げておるんですけれども、これの時にはまだ予算も発表されていない話でしたので、当然ですね、この26年度に全域の小学校がもう最終を迎えるんだなということで期待をしておりましたものですから、今のような御質問を

させていただいておると。

当然ですね、財政の裏付けがあつてということは、僕も承知の中でありますけれども、やはり機会をきちっとしていくという、環境を同じようにしていくということは、やはり必要なことではないかなとこんなことを感じておりますのでね、改めて御質問申し上げます。

それと、この工事の関係でいきますと、今回小学校で3校ということになります。この工事の期間というのはいつごろ始まる予定でしたか。

●坂谷教育総務課副参事

実は26年に工事をします小学校3つですけれども、1校の城田小学校につきましては、防衛省の補助をいただいております、これはもう25年、26年の継続で発注を済ましております。期間は、6カ月を予定してございます。残りの26年に発注をします中島小学校につきましては、これは国の補助がありますので、なるべく早いことということでお願いをしておりますけれども、やはり補助の交付決定の内示というふうなハードルもありますので、そのあたり、なるべく早い時期に発注を済ませたいというふうに考えております。

上野小学校につきましても、文科省の補助をいただくんですけども、こちらについても6カ月ぐらいの工期はかかるというふうな形で、昨年、厚生中学校の工事をさせていただいたんですけども、それは夏休み終わり、ぎりぎりぐらいの形で完了しましたので、その秋口に冷房が利用できるというふうなところが、精一杯のところかと、今は考えております。

○宿 典泰委員

工事期間を質問申し上げたのは、そのこともあつてのことなんです。皆さんは年度で、26年度で配置計画をしておりますというものの、使うのは秋口でもうほとんど使えない状況で、次の年度に繰り越してしまうようなことになってしまうということになると、今の言われておる27年度でということについても実際使うのは28年度に入ってからということになって、先ほどの私の言い方からすると、1年生の子がもう卒業してしまうんではないかなと、こんなことを感じるものですから、やはりそのあたりの発注を云々ということについても工事時間のこともあると思いますけれども、配慮していただきながら進めていただくということが肝要かなと思いますので、そのあたりどうでしょうね。

●坂谷教育総務課副参事

関係機関と十分話を詰めまして、なるべく早い時期に発注できるような形、それと、これはですね、学校関係者の方に十分御協力をいただくというのがまず前提でございまして、やはり授業をしながらの工事期間というふうなことからなってしまうので、そのあたりも学校と十分調整をしながら、なるべく工期を短縮できるような形で、工事を進めてまいりたいと。それとなるべく、利用が年度内、少しでも多くの日に活用できるような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

中山委員。

(「ちょっと休憩」と呼ぶものあり)

◎西山則夫委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時32分

再開 午後 1 時36分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

目 1 小学校管理費を終わります。

〔目 2 小学校教育振興費〕 発言なし

《項 3 中学校費》〔目 1 中学校管理費〕 発言なし

〔目 2 中学校教育振興費〕 発言なし

〔目 3 中学校建設費〕 発言なし

《項 4 幼稚園費》項一括 発言なし

《項 5 社会教育費》〔目 1 社会教育総務費〕 発言なし

〔目 2 公民館費〕 発言なし

〔目 3 文化振興費〕 発言なし

〔目 4 青少年対策費〕 発言なし

〔目 5 図書館費〕 発言なし

〔目 6 生涯学習費〕 発言なし

〔目 7 生涯学習センター費〕 発言なし

〔目 8 学習等供用施設費〕 発言なし

〔目 9 観光文化会館〕 発言なし

《項 6 保健体育費》〔目 1 保健体育総務費〕 発言なし

〔目 2 学校保健費〕 発言なし

〔目 3 学校給食費〕

○宿 典泰委員

給食費のことでお伺いをしたいと思います。

合併以前から共同調理場の利活用についての議論があったと思います。残されたところの給食の関係で、今回も何か備品等の、施設の関係が出てきて、おおよそどれくらいかかるのかなということで概算してもらっておるのが4,800万ぐらいかかるようなことも聞いております。そうなりますと共同調理場のほうには、残された3校についての処理というのはどのような形で考えてみえるのか、お聞かせを願いたいと思います。

●玉置教育部長

3 中学校の参入の件でございます。私のほうから少しお答えをさせていただきたいと思います。

以前から御心配もいただいております、20年に共同調理場ができあがりまして、その後随分たってまいりました。合併時点でも既に中学校についてはすべて共同処理場でやるべきではないかというようなお話もありまして、ハード面では下野にあります共同調理場は3校入っても大丈夫なような設備に、設備といいますか、面積的にはとらせていただいております。

その後でございますけども、3中の方々には、共同調理場に来ていただいて食べていただくとかそういう機会も設けてまいりまして、地域的に御理解をいただこうというふうに進めてまいりました。

昨年度末ですけども、機器も随分古くなってまいりましたので、3中も入っていただきたいということで、動かしていただきたいということで、PTAの方々にも少しお話をさせていただきました。

その中で、すぐにオッケーという御返事も当然いただけないものでしたけれども、これから3中学校が入っていくということについて、各地域でも話し合いを持っていきたいというふうに思っておりますので、現時点では、ことしの予算には3中が入るというような予算組みではしておりません。来年、再来年に向けて進めてまいりたいというふうに考

えています。

○宿 典泰委員

ただいま来年、再来年という話がありました。私も古い資料をちょっと引っ張り出してきたのは、共同調理場の建設、そして運営の計画というのを私らに説明があった話なんですけれども、これによると市内12校4,500食を対象にしますと。当面は、伊勢市内の9校3,000食を対象にするけれども、他の3校についても速やかな参入を図るということで、我々はそのつもりできたものですから、ですので、確認をしておるということなんです。

それが、今についてもどんどん先送りされておるような状況ですし、課題というのはやはり、保護者との協議というのは当然やっていただかならんということは前提の中で、ただですね、以前からやっていただいております協議のことを考えると、実はですね、前回協議した人は、もう卒業してみえてですね、入ってくる方との協議ということになってくるのかなと、こんなことを思うと、やはり教育委員会側の態勢、態度として、そのあたりのことが定まっていらないのではないかなと、非常に感じるものですから、再度御質問をしておるということであります。来年、再来年からということとは確実なんではないかな。

●玉置教育部長

現実のところは、来年度といいますと、例えば26年9月、度々申し上げております9月といいますのは、長期休業期間、夏休みを利用して工事をさせていただくということで、普通ですと年度始め4月からというのが1番いいのかわかりませんが9月からになります。ですからこの26年9月には予算措置もしておりませんので、27年9月というのを目指したいと思います。

今、宿委員おっしゃっていただきましたように、確実でしょうね、という御質問をいただきますと、そうですとお答えをしたいところなんですけれども、こちらのほう先ほど申し上げましたように各地域、また御理解をいただくという、きっちりとそういうコンセンサスを取りながら進めてまいりたいと思いますので、明言は避けたいと思います。

○宿 典泰委員

当然保護者との協議等が必要になるということでありますけれども、当初からそういう計画の中で、調理場も4,500食は十分にやれるようということも構えてきたことも事実ですから、費用対効果のことを考えれば、その後についての速やかな移行ということ頑張ってくださいなということを申し添えておきます。

◎西山則夫委員長

他に、福井委員。

○福井輝夫委員

ここの項の中では学校給食費、給食管理費ですね、ここの部分でお伺いたします。

保育園のところでアレルギー対応特別給食提供事業補助金というのがございました。この中で小学校中学校という部分に触れたときに、そこは項目が違うということで、ここ

の部分で少し触れさせていただきます。

今、小学校中学校でもアレルギーというのがやっぱりふえておると思います。保育園のほうでふえておるということは、これからもどんどんふえてくる可能性が上がってくるというふうに思われます。そういう中で、食物アレルギーが小学校中学校でふえると思うんですけど、その認識ですね、現状についてどのようにお考えでしょうか、ちょっとお聞かせください。

●松村学校教育課副参事

ただいまの福井委員のアレルギーに対する認識ということで、現状をお答えさせていただきます。

現在、給食において、除去食または代替食の対応をしているという児童生徒の人数は、平成25年度合計で170人でございます。小学校で120人、中学校で50人でございます。

平成24年度は、合計137人でしたので、やはり増加傾向にあるというふうに考えております。

○福井輝夫委員

了解です。かなり人数が多いなということで私も受け止めました。170の方がみえるということですね、小中を足してね。

それで、その場合に、保育園の場合もあげておったように代替食材費とかいうのもあるかと思います。代替食材をするということによって給食費が上がるというようなことはないのでしょうか。もし上がったとしたら、その分の費用は全部その保護者負担となっておるのでしょうか。それとも市のほうで何か考えておるのでしょうか。それについてちょっと聞かせください。

●早川教育次長

小学校低学年、それから高学年、中学校と給食費のほうにつきましては、そのままの値段で代替食、特別食を提供させていただいております。

○福井輝夫委員

わかりました。保育園のほうでは、代替食材費として、研修費も含めて月額1万円をみておるわけですが、代替をすることによって、お金が余分にかかるというのであれば、実質、子供たちの給食の質が落ちることにもつながりますので、そういう部分が非常に変わってくるようであれば、そういう部分についての対策もお願いしたいと思います。

それとですね、今先ほど宿委員のほうから共同調理場の話もございました。そんな中で、移行していく可能性もどんどん大きくなっていくわけですが、そこまでの間においても、正職員が減っておると、嘱託職員さん、それからパートの職員さんが以前にもましてふえている。以前は正職員さんばかりでやっておったのが、例えば正職員さんが1人に対して、嘱託職員さんやパートさんが4人とか、そんな感じにもなってくる状況であろうというふうに思います。その辺の状況、今後の見通しをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

思います。

●早川教育次長

確かに委員仰せのとおり、嘱託の職員がふえてきておるのは事実でございます。

ただ、国の基準にのっとって、児童・生徒数に応じた給食調理師の配置をさせていただき、かつ先ほど申しました特別食、代替食の対応ができるようにということで、プラス加配をつけて、配置をさせていただいておるところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○福井輝夫委員

わかりました。基準にのっとってと、それから加配ということで、人数を多少プラスにすると、学校の状況によってはプラスするということだと今受け止めました。

そんな中で、保育園の場合でもそういう研修費等をあげておりますけれども、例えば正職員が少なくて嘱託職員さんとかパートが多い、そういう時に、やはり責任のある仕事をしていただかなあかんもんですから、その中で研修というようなことも必要になってくるんじゃないかと、そういう調理員さんに対する研修というのですか、その辺の現状はどうなっているのでしょうか。

◎西山則夫委員長

あの、福井委員、先ほどから幼稚園費のところで発言がありますけれども、それは私立のほうへの（「これはね、わかっています」と呼ぶものあり）、そこを少し、公のほうと分けて（「例をあげただけで」と呼ぶものあり）、そうやってやられますとそういうことが事実化しますのでそこは分けて。（「わかりました」と呼ぶものあり）

教育次長。

●早川教育次長

調理員の研修に関わりましてでございますが、予算としましては年間2回予定をしております。来年度も8月と12月に2回、調理師の研修をさせていただくところでございます。また、アレルギー対応食をするにあたって、やはり調理師の質の向上というのが、当然かかわってきます。そのあたりにつきましては、栄養教諭、それから養護教諭、校長、それから担任、保護者を交えて、そのあたりのところにつきましては、対応しているところでございますので御理解賜りますようお願いいたします。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。そういうことで研修をやっていただいておりますので、今後もその辺については充実していただきますようお願いいたします。

先ほど加配ということをおっしゃってみえましたが、アレルギーの方がふえた場合に、どうしても今の現状の人数、ぎりぎりですと、時間に追われ、そしてそうすると間違いも起こるというような危険性もございますので、加配の部分については慎重に検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

中山委員。

○中山裕司委員

この共同調理場の件でちょっとお尋ねをいたしておきたいのですが、先ほどの答弁でね、3中は加入しにくいという、主たる要因は何ですか。

●玉置教育部長

私どもの説明不足でございます。きっちりと我々が実際にPTAの方とお会いするかですね、そういう回数がまだ少のうございまして、そのあたりが第1の原因かというふうに考えております。

○中山裕司委員

先ほど宿委員の質問でも言われておったように、当初の計画では、そういうようなことで、加入を3中もするというので、我々は一応承認、承認というか、共同調理場ということになっておったわけですね。私たちの説明不足、そうじゃないと思うんですよ、私は。やっぱり3中というのは、ずっと自校食で歴史があるんですよ。なかなか共同の調理場に入っていくという抵抗があると私は思う。あなたがたが説明やなしに、その説明をしておるのかどうかという、それよりも基本的には、私は何か要因かといえ、長年に渡る自校食の歴史を3中は持っておるわけですよ。それが共同調理場で、共同でされると、そういう1つの、私はある意味においては先入観があるかと思うんですけどもね。しかしながらここにこれだけ投資をして、これだけのものをして、やっぱり、これも1つの合併の弊害なんですよ。これはね、先ほども少し申し上げたけど。

これはね、やっぱり、合併というのは、我々も十分了解をした上での合併に踏み切ったわけですから、当然、ただ言われておるのがね、合併の効果なり、合併が実感できるというのは、よく言われておるんですけど、先進地で合併というのは10年かかるというのが大体共通した認識なんですよ。10年ということは平成27年なんですよ、ここら辺で大体収まっていくだろうと、伊勢市も大体10年、それが27年、17年に合併でしたからね。そうすると、27年、これもやっぱり合併のひとつの大きな弊害というか、そういうものを抱えながら今の話やけども、この事業をやったと。これはなぜかいうと旧伊勢市の中での中学校給食ができておらなかったからですよ、だから急遽こういう共同調理場でやりましょうということでこれをやったということで、私らはこれは反対しましたからね、私は反対しましたよ、これ今の話。

だからそういうようなことでね、本来的に言うたら3中も含めた全体の、新伊勢市の中学校が共同でそれこそ処理するというのが、本来的な姿なんですよ、これが。だけどそれがなかなかやっぱり、その3中のところでは、先ほども言いましたように自校の歴史がありますから、やっぱり父兄とか、地域の住民の方々はやっぱり自分たちの子供たちは、自分たちのこの地域で学校給食をといるね、この思いが強い。この強い思い、これはね、

私はやっぱりね、説明不足やなしに説明をしておらないと思うんですよ。ちょっともおらない、これは。それはね、やっぱりきちっとした、なぜ自校食と共同調理場での給食が違うのか、差異があるのか、こちらはうまいけど、こちらはうまいとかね、そういうものじゃないと思うんですよ、学校給食においては。共通した食材を使ってやるわけですから、食感はそれほど、私は変わるものではないと思う。

だから、そういうものをね、いわゆる努力不足ではなしに、やっておらないということなんです。これはやっぱりね、きちっとして1日も早く3中が共同調理場で、それがやっぱり、新伊勢市の子供たちが共通した給食をともに食べられるというような、これがやっぱり本来の共同調理場の建設の思いであったわけですから、それで、先ほどの部長の答弁で、努力が足らんというんやけども、これからどんな努力をしていくんかな、これは。

●鈴木市長

すいません、ちょっと補足の答えをさせていただきたいと思います。

先ほどこのセンター給食の説明不足というのは少しちょっと誤解がありまして、共同調理場方式で（「それは誤解してませんよ」「そちらが言うただけで、誤解していません」と呼ぶものあり）、はい、おっしゃるとおりでございます。

遅くなったのは、結論から申しますと、3校に入ってもらうのをちょっと待とうかというふうな少し時間をあけました。

何で時間をあけたかという、当然のことですけども、自校方式の給食のほうがどうしても子供たちの顔の見える関係で食事をつくったほうが、やはり心の通じ合った学校給食ができて、センター給食ではなかなか、数が大きくなって子供達の顔も見えないと、品質の保証がなかなか難しい部分もあるんだらうなということで時間を割いてまいりました。

ようやくですね、センター給食のほうも職員の研修も一生懸命やって自校給食とほぼ遜色のない学校給食に近づいてまいったことから、これから説明にしっかりとつないで、12校一緒に進めさせていただければというふうに考えております。そういったことでございますので御理解賜ればというふうに思っております。

○中山裕司委員

そのあなたの答弁はわかりきったことでね、そのとおりだと思いますよ。

だけど私はやっぱり先ほども申し上げたように、そういう期間を与えてしまったということね、これ、何のために共同調理場なんかと。これはやっぱり、いつてみたらこちらで共同でやりながら自校食をやるというのは二重なんですよ。二重の投資をやっておることですよ。そうでしょう。自校食でやっているところにもいろんな備品なり、何なり、今の話やないけども買わなきゃならんでしょ、今の話。こちらさっきも言ったように、だんだん使っておったから今のがくたびれてきたから、そういう備品も買い入れやないかん、二重なんですよ。だから共同してやりましょうというのが本来の共同の調理場であったということなんですよ、これが。だから私が先ほど申し上げたように、まさしく私が言うたことをあなたが答弁しておるだけで、自校食は目に見えるところ、だから何だったというのは、それは今の配送時間もかかりますよ、正直いって。それはある意味において味覚が落ちるかもわからん、これ今の話やないけど、学校の中で配膳するのと共同調

理場でつくって車で運んで行ってそこで配膳をするのは、味が違うのは仕方がないことだと思いますよね。

だからそういうようなものがある、ただ、これは共同調理場をやったということは、旧伊勢市の9校の中学校の完全給食ができておらなかったということなんで、だから駆け込んだんですよ、これは。駆け込み、よろしいか、駆け込んでそれだったから、私が言うたように3校はそういうようなことでのあれがあったということなんですよ、これは。だからそういうようなことも加味しながら努力って、市長は、今の話やけどする期間をおいたというのは、私は期間をおくんだったら、その期間中に住民に対して、父兄に対して、その説明をきちっとしていく、こういうことで、こういう形で共同調理場ができたんだから、やっぱり皆さん方もその中に加入してくださいというのが。これからやりましょうでは遅いということ、これはね。

そういうことですから、やっぱりこれは二重構造的な、二重でその今の話やないけど、するということは、それは非常に無駄が多過ぎる、無駄だと言わざるをえん、これは。だからそういうふうなこともあわせて、この問題はきちっと、先ほど申し上げましたように、いろんな問題があります。ただ、合併して、先ほども申し上げましたように、10年、27年を迎えて10年、大体ここら辺で4市町村の合併、新伊勢市ができあがったいわゆる効果や成果が私は10年かかって生まれてくると思う。これらの問題もちょうどそれぐらいにうまく収まっていくというようなこと。ただこの問題であれ、すべての問題がそうなんすよ。だから先ほどの御質問があったように、空調の問題でもちょうど27年ですよ、あなた方27年というのは、10年で今の想定をしておるんですよ、言うてみたら。だから10年で収めておるわけだから27年ですよ、27年に大体できますよ、それが今の合併の1つの、申し上げたように地域格差の、やっぱり各市町村の格差がありましたから、なかなかそれを足並み揃えてきちっとしたものを作り上げていく、そしてその成果を生み出していく、効果を生み出していくというのは、10年かかるというのは、やっぱり合併の先進地のやっぱり大体あれだということを言われています、全国的にね。だからこの問題も、10年かかると思うんですね、27年度ぐらいまでにこの問題も空調の問題も、教育関係に関しては、大体それくらいかな、大きな問題があると思うんですけども、これはその期間で解決を図っていくということにしていいいんじゃないですか、終わっておきます。

〔目4 体育振興〕

○岡田善行委員

僕は、こちらのほうで総合型地域スポーツクラブ育成事業についてお聞きします。

こちらのほうですが、当初予算説明書におきまして、市民の体力の維持向上はもとより、健康づくりや仲間づくり、子供たちの人間形成や地域コミュニティの強化を目的に、それぞれの地域においてだれもが気楽にスポーツに親しむことができるよう、地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに設置していない地域の設立に向けて取り組むと言われております。

そういうことを考えますと、今伊勢市には総合型地域スポーツクラブが7つございすけれども、現在の未設置地域があると思いますけれども、そのようなところへの取り組みはどのようにしておるのかお聞かせください。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

ただいまの委員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、先ほど委員おっしゃられましたように、市内には7つのクラブが活動しております。さらに、来年度には1クラブ設立される予定であります。総合型地域スポーツクラブの設立には、さまざまな機会でのPRが大切であると考えます。その例として、学校へ集まろうという事業を昨年度は御蘭中学校、倉田山中学校、本年度は、倉田山中学校の体育館を利用して行ってまいりました。

これは、レクダンスやソフトエアロビ、フラダンス、ヒップホップダンスなどの教室を通して、未設立地区の方々に体を動かして楽しんでいただくと同時に総合型地域スポーツクラブの存在をPRする機会となっております。いろんな機会で総合型の存在を示していきたいと考えております。

○岡田善行委員

わかりました。現在未設置地域について、事業を実施してPRと告知をどんどんしていくということを今聞かせてもらいました。こういう事業ですので積極的にしていただきたいと思っております。

その中のスポーツクラブの件でお聞きしたいんですが、現在ですと、小俣と二見の総合型地域スポーツクラブというのが現在動いております。この2地域のスポーツクラブは、TOTO自立支援補助金をいただいて、自立を目指しております。

このTOTOの支援システムが今度変わるということは御承知だと思っておりますけれども、これは平成25年度では、締め切りが1月で、2月、3月の2カ月だけ自己資金で行っておると聞いております。

今度平成26年になりますと条件が変わりまして、前期後期に分けて、こちらのほうが支払われるということになってまいります。それも後期のほうは次年度の締め切りが終わって報告を受けてから振り込まれるとお聞きしております。

こういう地域総合型のスポーツクラブというのは、やっておられる方は、もう本当にボランティア的な考えで、本当じゃないところを頑張っておられていると思っております。

そうなりますと支払い時期がおくれてきますと、どうしてもそういうクラブ自体の運営費が絶対ショートすると思うんですね。そう考えますと伊勢市の総合型地域スポーツクラブを推進していることを考えているならば、何かしらの支援が必要だと思うんですが、そういう手立てを考えているのかお聞かせください。

●中川生涯学習スポーツ課長

お答えします。総合型地域スポーツクラブの育成につきましては、ドリームプロジェクトにおきましても重点の取り組み事業、また、伊勢市のスポーツ推進計画におきましても重点施策と位置づけております。このことから、先ほどお話ございました、各クラブの自立に向けた取り組みにつきましては、この支援につきましては重要なことであると考えております。

そこですね、御質問いただいたことにつきましては、今後関係団体及び当然財政局と御協議をさせていただきまして、TOTOへの申し入れ、また、補正対応等を含めまして、今後検討をさせていただきたいと考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願いします。

○岡田善行委員

今後、関係団体及び財政局と協議し、補正対応し、またTOTOにも申し入れをしていくということですね。運営の支障がおきないように総合型地域スポーツクラブの方々とも、きっちりと話をさせていただいて、早急に支援できるようにお願いいたします。質問を終わります。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

藤原委員。

○藤原清史委員

私もちょっとこの総合型スポーツクラブのところで質問させていただきます。

今取り組み等をいろいろ聞かせていただきましたけども、確か大体どこの地域でも、今までの体育指導員、今はスポーツ推進員というんですかね、その方が主になって組み込まれてきたと思うんですけども、これ確かスポーツ推進員さんというのは、その地域から任命というか、お願いしてもらって委嘱状をいただいてやっていただいている方だと思うのですが、その地域のスポーツに対する取り組みに対して協力ですね、そういうふうな体制は、教育委員会から見てどのような感じなんですかね。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

ただいまのスポーツ推進員についてお答えしたいと思います。

基本的に旧市からは各地区2名のスポーツ推進員の方が出ておられます。

そのスポーツ推進員の方々につきましては、各地区での身近なスポーツ活動の中心になっていただきまして、また、今言わせてもらいましたように、総合型の地域スポーツクラブの中心的な存在になっている方もたくさんおられます。

それで、そのスポーツ推進員の方々と我々との協働体制ですけども、連絡協議会等、話し合う機会を、いろいろなスポーツイベントの機会を通じまして持たしていただく中で、それぞれの各地域の活動につなげていくような形をとらせていただいております。また、各地域にはそれぞれ各地域で活動してもらうための予算立てもやっております。

○藤原清史委員

本当にですね、これとしひとつまた新しい地域が立ち上がるということで、残り、伊勢は中学校区でいっていますので、あと4地区か、それぐらいですね、残りは。そういうところ、これから総合型スポーツクラブを立ち上げようとしていく中で、やっぱり地域の協力というのはものすごく必要だと思うんですわ。スポーツをやっておるものだけでは、

この組織はできないと思いますので、当局からもその地域に、いろんな町が集まっての中学校区ですので働きかけのほうをしていていただきたいなと思うんですけども、どうでしょう。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

はい、貴重な御意見ありがとうございます。できる限りのことはやってまいりたいと思いますので、また、いろいろ御協力のほうよろしくお願いいたします。

○藤原清史委員

それともうひとつ、この9番のドリームベースボール事業ですか、ちょっとこの内容を教えていただけませんか。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

ドリームベースボールについてお答えいたします。

このドリームベースボールという事業でございますけども、新規事業として挙げさせてもらっております。

これにつきましては、宝くじスポーツフェアという事業がございまして、そちらのほうから、野球とかサッカー、バレーボール、この3種目につきましては、こういうプロジェクトがございまして、その中で、伊勢につきましては、この野球のほう、ベースボールのほうを応募しまして、やらしていただくことになりました。

内容につきましては、プロ野球のOBの方々、その方々が、いろいろと活動して回っていただいている中で、いろんな企画をやっていただきます。例えば、指導者クリニック、これは野球チームの指導者を対象にした教室です。また、少年少女ふれあい野球教室、それから講演会、また、いろんなドリーム抽せん会といいまして、サインボールとか、そういうものなどが当たる楽しめる企画、あとは、アトラクション、プロの選手に挑戦をしたり、ホームラン競争をやったり、それから、ドリームゲームといいましてこのドリームチームと地元のチームとの対戦ですね、そういったものが予定されております。

○藤原清史委員

この開催時期等はわからないですか、どこかに書いてありますか、日程等。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

これが相手方との調整がございまして、来ていただく方もかなりの方々ですので、なかなかこの用紙をつくる段階では確定しておりませんが、当局としましては、今のところ7月開催希望で申し入れをしております。

○藤原清史委員

わかりました。本当にですね、あんな立派な球場をつくっていただいてですね、先日の巨人阪神戦、私巨人ファンとしては本当にいい試合を見せていただいたのですが、本当にああやってして、地域の野球だけであの球場を使うのではなしに、こういう、いろんな

イベント等も伊勢市としても考えていただいてですね、ああやってして、沢村、西村の銅像、伊勢の人間にとっては、静岡の人が富士山が近くにあって、あんまり意識しないのと一緒に、沢村、西村というのは、全国の、野球をやっている人だけではなくに、やっぱりかなりの人がそういう沢村、西村に対して敬意を持っておるとかそういう人はかなりおるわけなんですよ。ですからあの球場をもう少し利用して、これからも立派な球場を使っていていただきたいなと思うんですけども。

それともうひとつ、この間、気がついたんですけども資料室という格好で一部ちょっとつくっていただけるという話をしていたのですけれども、この間見せてもらいましたら、まだ写真だけ、両投手の写真と集合写真があっただけなんですけども、今後どういうふうな格好でされるのか、その辺ちょっと教えていただけませんか。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

今回の10日の日には大変寒い日でしたが皆さん御来場いただきましてどうもありがとうございました。おかげで球場それから巨人阪神の試合をやることができました。

今回のイベントに関しましては、読売側のスタッフ等関係者の、さすがにプロの試合ですので大勢おまして、球場の中も非常に各部屋とも使う場所がございました。

また、期間も短かったことから、一応、沢村、西村さんの除幕式をやることもありまして、その部分だけの展示をとりあえずさせていただいたところでございますけども、実は、ほかの控室になっておった場所、ロビーのところでございますけども、そこにいろいろ展示をするスペース的なものがございます。野球連盟さんの方のほうから展示のケースもいただいておりますので、これから、この伊勢にちなんだ、または球場にちなんだ、そういった資料を整えてまいりたいと考えております。

また何かございましたら御協力のほう、よろしくお願いいたします。

〔目 5 体育施設費〕 発言なし

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 2 時25分

◎西山則夫委員

休憩前に引き続き審査を続けます。

次に款12災害復旧費について、ここは款一括で御審査いただきたいと思いますが、御発言は、ございませんか。

【款12災害復旧費】 款一括 発言なし

【款13公債費】 款一括 発言なし

【款14諸支出金】 款一括 発言なし

【款15予備費】款一括 発言なし

【歳入】

【款 1 市税】《項 1 市民税》

○黒木騎代春委員

それでは、市民税のところで滞納整理のあり方について伺います。

滞納整理の業務にかかわっての考え方なんですけれども、具体的には、差し押えにはルールがあると思います。さらには特別法によって差し押え禁止財産が決定されております。差し押えをすることができない財産があるということなんですけれども、この辺についての種類やら考え方について初めに教えていただきたいと思います。

●中村債権回収対策室長

市における差し押え等の滞納処分については、市税と国民健康保険料などの公課について実施しておりますので、あわせて考え方をお答えいたします。

まず、市税、公課とも滞納処分というのは、地方税法、国税徴収法に基づき実施しております。国税徴収法の中では、滞納者の最低生活の維持に欠くことができない衣類、家具など、それらの財産の差し押えが禁止されております。また一方で、例えば児童手当など受給権を保護するという観点から、個別法で差し押えが禁止されているものもあります。それらについては、当然差し押えをすることはできないわけですが、例えば児童手当については、口座に入った段階では預金債権になるということで、従来からは、それは差し押えできるというような考え方がありました。

ただ、今回、鳥取県のほうで、それは無効であるという判決も出ておりますので、これらを踏まえて、十分配慮して対応していきたいと考えております。

ただ伊勢市においては、従来から明らかに児童手当などの給付金であるというような預金については、十分配慮して対応しておるところでございます。

○黒木騎代春委員

わかりました。具体的に鳥取県の例まで、そちらのほうで答弁していただきましたので、あれなんですけれども、しかし現実的には、差し押え禁止財産であっても、先ほどおっしゃいましたように通帳に振り込まれた途端、差し押え禁止財産ではなくなり、差し押さえることができるというふうに行政職員の方でもそう言われている方、私も体験しております。

ところが今回、今までは最高裁の判例を根拠にそういう今までの通常の考え方を一般的には当然のことということで、おっしゃる方もみえたと思いますけれども、高裁判決が確定して鳥取県では知事が、この訴えた原告に謝罪までして、お金も返金しているということで、権利侵害を問われた損害賠償請求の対象になることが認められているというのが、今の到達やというふうに思います。

そういう意味で伊勢市では、そういうことはないというようなこともつけ加えて言っていたいていましたけれども、行政としての認識の修正も正確にさせていただくことが必要

になってくると思います。

伊勢市の市の職員でもいろんな部署に変わっていくということもありますので、全体としてもこういう認識が必要になってくるのではないかと思います。そういう意味でこの職員の皆さんへの徹底ということについてどのように考えてみえるのか教えてください。

●中村債権回収対策室長

今現実に差し押えをしておるのは、私ども債権回収対策室と収税課で実施しております。ただ、それぞれ強制徴収できる債権、医療保険課などでも扱っておりますので直接滞納処分をしておりますけれども、関係職員に周知をして徹底を図っていきたいと考えております。

○黒木騎代春委員

先ほど御紹介いただいた禁止財産の中には、最低生活費の問題とか、あるいは、商売をしている場合に、それを差し押さえたら、その商売自体がとまってしまう、そういう関連のことにも関係してくると思います。そういう意味でさまざまな判断が大事なところだと思います。

今回鳥取県では預金の内容を確認する、そういう手段とか、差し押えの際の留意点、マニュアルなどをつくっていくというようなことを新聞記事などでは拝見しております。こういった点については、整備していく必要性はないのでしょうか。その点についてお願いします。

●中村債権回収対策室長

先ほどマニュアルというお尋ねですけども、私ども収税課と連携いたしまして、差し押えのマニュアル、例えばその後の差し押えできない、執行停止なんかのマニュアルについても昨年度策定させていただきまして各職員に周知をしているところでございます。

○黒木騎代春委員

その際に、今回の裁判事例なんかもですね、具体的に、今現在時点での到達なんかもわかるようなことが必要になってくると思います。その点での工夫をお願いしたいと思います。

今回の判例の中では、結論的にいいますと、そういうことが不当であるということが認められますと不当利得ということで、従来さかのぼれるのは、税金の場合5年ということになっておったと思いますけども、10年さかのぼってですね、そういうことが行われるということもありますんで、取り返しのつかないことにならないようにという意味でも改めて徹底をお願いしたいと思います。

◎西山則夫委員長

他に御発言は、福井委員。

○福井輝夫委員

この市税についての考え方をちょっとお聞きいたします。

この市税の歳入予算については、調定額に徴収率を勘案してみえると思いますけども、徴収率の見込みは、どのように考えているのでしょうか。

●西山収税課長

お答えします。

予算をあげるに当たっての徴収率ということでございます。予算の作成に採用した徴収率については、平成24年度の実績値、それから本年度の現時点での推移を踏まえて約90%という予測値を採用して徴収率をあげております。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。徴収には毎年努力されてみえるというふうに感じておりますけれども、さらに高い率を目指すべきではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

●西山収税課長

確かに委員仰せのとおり、ちょっと物足りない数字かなというふうな御指摘もあろうかと思えます。ただ、当方といたしましては、決して容易ではない数字というふうに考えております。近年、おおむね88%から89%というふうな推移をしております。昨年度ようやく90%にほど近く、届くか届かないかと、届かなかったというふうなところでございます。

日々の徴収、折衝に努めてまいりつものではございますけれども、やはり不透明な要素があります。容易に進まないことも考えられるような状況で、このような直近の上昇傾向も勘案して、このような数字を採用させていただきました。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

いろいろと状況も勘案しながらやっけていただいているということなんですが、この徴収率は個人所得や事業所収益の影響も関係するんじゃないかと思われそうですが、景気、それから経済状況と徴収率との間の関連はどのように関連づけておられるのでしょうか。

●西山収税課長

徴収率と景気ということでございます。これも大きく関係はしていることと、こちらでも認識をしております。特に納付に関していいますと、やっぱり家計の収支であつたりとか、事業所の営業収益であつたりとか、そういったところからかなりの影響が出てくるものと考えております。

ご存じのとおり、緩やかな上昇傾向ということで全体の景気も上向きかげんというふうなところでございますけれども、三重県の統計を見てまいりますと、全体としては上向きといいながら工業生産についても業種に偏りがございます。

販売についても大規模小売店の売上高が伸び悩んでいると。雇用統計なんかにつきましても常用雇用指数、そういったところがなかなか伸び悩んでいると。実質賃金、実質賃

金指数が低下しているとか、そういったところから先行き不透明な感がございます。

そういったところで現時点では、消費や所得の向上、これを望めるような状態では今のところないかなというふうなところは判断しております。

○福井輝夫委員

いろんな状況も今お聞きしました。

その予算計上の今後の考え方について、これは了解したんですけども、少しでも税収を確保するために、具体的な取り組みはどのように考えておるのでしょうか。

●西山収税課長

今後の取り組みということでございますけれども、税収の確保のための取り組みといたしまして、これまでに納付環境の整備であったり、滞納整理の推進ということは申し上げてまいりました。

さらに本年度から市県民税に関してですけれども、県と協力体制をとりながら県に職員を派遣して、市県民税の徴収に当たっているという取り組みを始めたところで、実績をあげております。

さらに昨年度からインターネット公売の実施を導入しました。ようやく本年度軌道に乗ってきたような状態で、全体で5件の物件をあげさせていただいたという実績をもっております。これはただ今も進行中でございます。

それと来年度ですね、徴収の一元化という取り組みのひとつになろうかと思います。市税に限った話ではないんですが、医療保険課、介護保険課、収税課、徴収嘱託職員が今おります。11名を収税課に一元配置をさせていただきまして、税金それから保険料と一括で徴収をしていくという体制をとってですね、市歳入の確保の底上げに、ちょっと期待をしているというふうなことを来年度取り組ませていただく予定でございます。

《項 2 固定資産税》 項一括 発言なし

《項 3 軽自動車税》 項一括 発言なし

《項 4 市たばこ税》 項一括 発言なし

《項 5 特別土地保有税》 項一括 発言なし

《項 6 入湯税》 項一括 発言なし

《項 7 都市計画税》 項一括 発言なし

【款 2 地方譲与税】 款一括 発言なし

【款 3 利子割交付金】 款一括 発言なし

【款 4 配当割交付金】 款一括 発言なし

【款 5 株式等譲渡所得割交付金】 款一括 発言なし

【款 6 地方消費税交付金】 款一括 発言なし

【款 7 ゴルフ場利用税交付金】 款一括 発言なし

【款 8 自動車取得税交付金】 款一括 発言なし

【款 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金】 款一括 発言なし

【款10地方特例交付金】 款一括 発言なし

【款11地方交付税】 款一括 発言なし

【款12交通安全対策特別交付金】 款一括 発言なし

【款13分担金及び負担金】 款一括 発言なし

【款14使用料及び手数料】 款一括 発言なし

【款15国庫支出金】 款一括 発言なし

【款16県支出金】 款一括 発言なし

【款17財産収入】 款一括 発言なし

【款18寄附金】

○福井輝夫委員

この寄付金のところのふるさと応援寄附金についてお伺いいたします。

今、伊勢市の情報をいろいろ調べてみますと、昨年もお聞きしたことがあるんですが、ふるさと納税、伊勢市外に住んでみえる方に伊勢市のほうに寄附をいただくということでございます。平成26年2月では637件、967万円というような状況も出ております。その状況ですね、伊勢市のほうとしてはふえておるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

●大西行政経営課長

ふるさと応援寄附金の状況ということでお答えさせていただきます。

24年度でございますが、24年度317件をいただいております、先ほど御紹介をいただきました本年度637件ということで件数のほうは増加いたしております。

金額に関しましては、昨年度は大口の方もございました関係でトータルでは減っておりますが、件数がふえとということで、個人の方からいただいております寄附金につきましては増加という状況でございます。

○福井輝夫委員

件数は確かに大分ふえておるということでございます。317件が637件ということで、倍近くふえておると、前は大口があったと、今回は大口がないということでございます。

ちょっといろいろと調べさせていただきますと、今回予算計上が1,000円となっております。そういう場合で、ちょっと計上の仕方が物足りないような気がするんですね。これは例ですけど、玉城町の場合は、3,000万円の予算を計上してやっております。玉城町はふるさと納税が、平成26年2月28日の段階で6,920件、9,854万円のふるさと納税があります。伊勢市の場合と比較しますと、約10倍ですね、人口は伊勢市の方が約10倍あるんですけども、ふるさと納税額は10分の1ということで、この差があるのが非常に気になります。玉城町は、3,000万の予算も計上しておると、その辺で伊勢市は1,000円ということなんですけど何かその辺の取り組み方にもう少し工夫が要るんじゃないかと思うんですけども、この状況いかがお考えでしょうか。

●大西行政経営課長

当初予算の計上の仕方ということで、この税につきましては、ふるさと納税とはいいいながら寄附金ということでございますので1,000円という形で挙げさせていただいております。たくさんの方が御寄附いただけるようにがんばりたいと思っております。

玉城町さんの場合の状況、委員御紹介いただきましたように件数が多い状況でございます。私どももクレジット納付であるとか、お礼の特産品の紹介という形もさせていただいております。玉城町さんの例も研究させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○福井輝夫委員

その辺、いろいろと他市の状況とか参考になる部分は大いに取り入れていただいて、ふるさと納税の額をあげていただければありがたいなと思います。

玉城町の場合も今回は6,920件なんですけども、1年前は1,490件と、急にふえておる部分もございます。そして、玉城町の場合ですね、寄附をいただいた方で差し支えない方はインターネットで個人名を全部出しております。そういう面での取り組みとか、納税に対して2,000円、この寄附金から2,000円を引いた残りの額を本来納める住民税から差し引くというようなこともやってみえます。ということで住民税なんかの税額控除ですね、そういうのをやってみえます。そういう部分もございますので、やはりそのやり方をですね、これはあくまで玉城町の例ですけども、ほかの例も参考にさせていただきながらやっていただければと思いますので、その辺についてちょっと感想をお聞かせ願いたいと思います。

●大西行政経営課長

先ほども言わせてもらいましたが、先進事例等を研究させていただきたいと思っております。私どものほうで特産品を選んでいただくときに、各寄附者からメッセージをいただいております、そちらも紹介させていただくということもさせていただいておりますが、今後工夫をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

伊勢市の場合は、市外在住の方に限定しておりますが、玉城の場合は、町内の方もオッケーというようなことで、そういう面で違いもございますので、いろんな面で今後取り組んでいただきたいと思います。

【款19繰入金】 款一括 発言なし

【款20繰越金】 款一括 発言なし

【款21諸収入】 款一括 発言なし

【款22市債】 款一括 発言なし

【条文審査】

【第1条歳入歳出予算】 発言なし

【第2条継続費】 発言なし

【第3条債務負担行為】

○野崎委員

ここで第3条の第3表の債務負担行為について質問をさせていただきます。

この中で社会保障税番号制度システム整備業務委託、これは本会議でも質問があったマイナンバーに関するシステムの債務負担行為であると思うのですが、この共通番号制度の導入にあたって、地方公共団体の長などは、個人番号を含む特定個人情報ファイル、こういったものを保有しようとしたときにプライバシーや特定個人情報の及ぼす影響等を評価するプライバシー影響評価というものを事前に示すことが必要だと、それは欧米でいうところのPIAというものに相当するものの評価の実施が義務付けられているかと思いますが、今回この債務負担行為の中にはPIA相当の認証、プライバシー影響評価に関する予算というのは含まれていらっしゃるのでしょうか。

●北総務課長

委員の御質問にお答えいたします。

今回の債務負担行為には、共通番号制度に関しまして、国が示すスケジュールに従い、

関係するシステム改修を順次行っていく上で当面必要となる経費といたしまして、住基システムの改修に要する経費を計上させていただきました。これには、委員の御紹介いただきました P I A に相当する予算は含まれておりません。以上でございます。

○野崎委員

この P I A といいますか、プライバシー影響評価というのは、システムの導入にあたり必ず必要、先ほども言いましたように義務となっているかと思いますが、これシステムの改修や開発を行う前にその評価制度の設計が必要ではなかったかと思うのですが、これは準備期間、今からで間に合うのでしょうか。

●北総務課長

その特定個人情報の評価指針はですね、本年 1 月に設置されました国のほうの特定個人情報保護の委員会、こちらが予定では 3 月までにその評価指針というものを策定することとされております。スケジュールのほうは、平成 28 年 1 月からその個人番号の利用が開始されることになりますので、国のほうがつくってきます評価指針が示されましたら、それに従いまして、システム改修に取り組む前に特定個人情報保護評価を行うようにしております。よろしくお願いします。

○野崎委員

ありがとうございます。あの、まあ、これ全体のマイナンバーの導入で、マイナンバー全体では 1 億 5 千万というふうな話もどっかであったかと思いますが、これですね、システムの導入にあたり、例えば岐阜市とか、ああいったところでは、そもそもシステムそのものの導入に企業コンサル、I T 関係のコンサルなんかを入れて、費用の圧縮なんかをしているところもあるような話を聞いているのですが、これ債務負担行為の執行をしていく中で、こういった外部のコンサルとかですね、そういったもののかかわりかたとかは今のようなお考えをもっていらっしゃいますでしょうか。

●北総務課長

住基システムにつきましては、システムの開発提供の業者が作成しましたパッケージのシステムを現在使用しております。そういったパッケージシステムですので、開発提供事業者のほうか私どもユーザーである自治体から設計の要望を聞き取りまして、改修を行うことになります。

この共通番号制度への対応でございますけれども、本市といたしましては、外部コンサルへ設計を委託することを行わずに、その事業者とシステム改修の調整を今後図っていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○野崎委員

私がちょっと心配しておるのは、前の、あの時、平成 24 年の議会やったかな、あの時に、当時の委員のほうから I T 関係の予算がすごい高かったのをこれを圧縮できないかという話をしたときに、何億円という単位で圧縮があったということがあったかと思うので

すが、ああいったときにやっぱり市の職員さんというのは、決してITの専門家ではございませんので、多額のお金がかかってくるときには、そういったシステム設計なんかは業者に任せたほうが、ある意味ではコンサルとかを入れたほうが、最終的に安くなるんじゃないか。病院などでは近いことをやっていたと思うのですが、そのあたりを少し心配しております。今の住基システムであるとか、あのあたりも、少し現在のシステムは柔軟性に欠けるというような話も聞くのですが、そのあたり、今どのようにお考えでしょうか。

●北総務課長

現在の住基システムの導入の際には、その仕様書の作成ですとか、プロポーザル審査をいたしましたので、その評価方法の策定につきまして、三重県市町村振興協会が実施します外部専門家の支援事業というのがございまして、その中で、個別契約ではございませんけれども外部専門家のアドバイスを受けながら進めてまいりました。今後もその事業を積極的に利用しまして、専門性の向上に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○野崎委員

今回、マイナンバー導入の一步目ということで、行財政改革とかですね、そういった視点からしましても、こういった共通番号の制度をどう利用していくかというのは、業務改善とかこういったことを検討するにあたって、ひとつの大きなチャンスにもなるかと思っております。そういった意味でやはり全窓口を含めて、市役所の仕事の流れが大きく変わる、そういった可能性を秘めているものだと私は思っております。

市長より本会議の答弁で、別の方でITの利用なんかに積極的な御答弁があったかと思いますが、こういったプライバシーの影響評価とかですね、それからシステムの導入、これらはやっぱり一体になるもの、マイナンバーの制度、すべてが一体になるものだというふうな認識で僕は進めていくべきではないかと。その中で費用圧縮、例えばこれ全部で1億5千万かかるのであれば、全体のシステム設計、先ほども言いましたようにプライバシーの影響評価そのものに制度設計が入りますので、そこにコンサルを入れているという話を僕は聞いておりますので、そういった意味で圧縮ができるような話もあるんじゃないかと思っております。その中で、行政の中に、まあ当然日進月歩の世界、ITもプライバシーの情報なんかもすべて日進月歩の世界ですので、行政職員さんには少し荷が重い部分もあるのかなと私なんかは外から見ていると感ずるところもあるのですが、一歩進んだ対応の検討が必要ではないかと思うのですが、最後にもう一度お考えだけお聞かせください。

●藤本副市長

まずこのシステム経費の算定でございましてけれども、国のほうから人口規模等に応じた算定基準というのが示されております。それに基づいて計上をさせていただきました。債務負担行為ということで、これがいつ動いてくるかわからないということで、タイミングを逸しないようにということでこのような計上をさせていただきました。これの圧縮につきましては当然のことながら、私どものほうも専門の方と相談しながらですね、圧縮できるところは圧縮していきたいというふうに考えております。

それからこのマイナンバー制度の活用というお話ですけれども、プライバシーを守りながら、どのように活用していくか、これまで本会議でも御答弁申し上げましたけれども、その詳細については示されておられません。今勉強会等に参加している状況でございますので、それら勉強させていただきながら、プライバシーを守りながら、そういった活用について検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

【第4条地方債】 発言なし

【第5条一時借入金】 発言なし

【第6条歳出予算の流用】 発言なし

◎西山則夫委員長

以上で条文の審査は終わります。

以上で、議案第3号平成26年度伊勢市一般会計予算の審査を終わります。

ここで一般会計への自由討議をしたいと思うんですが、御発言がある方は挙手を願いたいと思います。

よろしいですか。

御発言もないようですので自由討議は終わります。

お諮りをいたします。

一般会計が終了したということで区切りがつきましたので、本日は、この程度で散会いたしまして、明14日午前10時から継続会議を開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

それではこれをもって散会いたします。

なお、本日御出席の皆様には開催通知を差し上げませんから、御了承をお願いいたします。

散会 午後3時00分

上記署名する。

平成26年 3 月13日

委 員 長

委 員

委 員